

# 平成25年第2回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

## おいらせ町議会 平成25年第2回定例会記録

おいらせ町議会 平成25年第2回定例会記録				
招集年月日	平成25年6月6日(木)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成25年6月10日 午前10時00分 議長宣告			
延 会	平成25年6月10日 午後 3時33分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不応招議員	なし			
出席議員	16名 (沼端 務議員は午前欠席) (川口弘治議員は若干遅参)			
欠席議員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	西 舘 芳 信
	分庁サービス課長	澤 上 訓	総 務 課 長	松 林 由 範
	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦	行 政 管 財 課 長	田 中 富 栄
	介 護 福 祉 課 長	松 林 泰 之	企 画 財 政 課	小 向 仁 生
	農 林 水 産 課 長	泉 山 裕 一	ま ち づ くり 防 災 課 長	中 野 重 男
	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男	税 務 課 長	松 林 光 弘
	教 育 長	袴 田 健 志	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	町 民 課 長	柏 崎 正 光	学 務 課 長	堤 克 人
	地 域 整 備 課 長	倉 舘 広 美	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生	農 業 委 員 会 会 長	中 川 原 卓 雄
	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 山 裕 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	田 中 富 栄
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄
監 査 委 員	名 古 屋 誠 一			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	坂井田 五月		
町長提出議案の題目	1	報告第3号	平成24年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について	
	2	報告第4号	平成24年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
	3	報告第5号	平成24年度おいらせ町一般会計事故繰越し繰越計算書について	
	4	報告第6号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)	
	5	報告第7号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について)	
	6	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて (おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)	
	7	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (上北地方教育・福祉事務組合規約の変更について)	
	8	報告第10号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)について)	
	9	報告第11号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について)	
	10	報告第12号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)について)	
	11	報告第13号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)について)	
	12	報告第14号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第5号)について)	
	13	報告第15号	専決処分の承認を求めることについて (平成24年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について)	
	14	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	
	15	議案第37号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について	
	16	議案第38号	消防ポンプ自動車(下田第7分団)購入契約の締結について	
	17	議案第39号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	
	18	議案第40号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	
	19	議案第41号	平成25年度おいらせ町一般会計補正予算(第1号)について	
	20	議案第42号	平成25年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	
	21	議案第43号	平成25年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	

	<p>22 議案第44号 平成25年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について</p>
<p>議員提出 議案の題目</p>	
<p>開 議</p>	<p>午前10時00分</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)</p>
<p>会議録署名 議員の指名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p style="text-align: center;">3 番      平 野 敏 彦 議 員</p> <p style="text-align: center;">4 番      榎 山                      忠 議 員</p>

議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会 議 成 立 開 会 宣 言	事務局長 (袴田光雄君)	<p>おはようございます。</p> <p>議会開会前に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日はお二人の一般質問が予定されております。質問時間は60分以内としております。制限時間の5分前には、次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと、次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに一般質問を終了したいと思います。</p> <p>それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。ご着席ください。</p>
	佐々木議長	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は14人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>なお、8番、沼端 務議員、午前中欠席です。6番、川口弘治議員は若干おくれるとの通告がありました。</p> <p>また、選挙管理委員会の委員長は、本日所用のため欠席との申し出がありましたので報告いたします。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時00分)</p>
	佐々木議長	<p>追加提案について報告しておきます。</p> <p>去る6月6日に、町長から議案第45号、おいらせ町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について、及び議案第46号、おいらせ町特別参事の給与の臨時特例に関する条例の制定についての2議案について、追加提案したい旨申し出がありました。よって、追加提案書を事前に配付しましたので、ご了承ください。</p> <p>なお、追加提案書の取り扱いについては、あす11日の最終日に追加提案としてお諮りしたいと思いますので、ご了承願います。</p>

議事日程報告	佐々木議長	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
一般質問	佐々木議長	<p>日程第1、一般質問を行います。</p> <p>質問に先立ちまして、一問一答方式についてのご案内を申し上げます。</p> <p>一問一答方式で行う場合は、登壇した際にその旨を発言してから開始していただきます。</p> <p>なお、質問の回数制限はございませんが、質問時間は答弁を含めて60分以内とされるようお願いいたします。</p> <p>一般質問者は、一般質問者席において発言願います。</p> <p>通告順に発言を許します。</p> <p>1席、4番、<b>檜山 忠</b>議員の一般質問を許します。4番、<b>檜山 忠</b>議員。</p>
質疑	4番 ( <b>檜山 忠</b> 君)	<p>それでは、4番、<b>檜山</b>です。議長のお許しをいただきまして質問をいたします。</p> <p>一問一答方式をお願いいたします。</p> <p>それでは、6月はジューン・ブライドと言われて、この月に結婚するお二人は幸せになれると、例年結婚の多い月であります。おいらせ町においても、多くの若者が結ばれて、幸せになってほしいものでございます。そして、その明るく楽しい新婚家庭をおいらせ町に築き、愛の結晶である多くの子供をもうけていただきたいと願うものでございます。そのためには、おいらせ町がいかかに住みよく、安心・安全の町であるかを、多くの方々にPRするべきと考えるものであります。また、そのためには、住みよい安心・安全のまちづくりのために努力を惜しんではないと思うものでもあります。</p> <p>そこで、安心・安全のまちづくりと産業の活性化の一助となることを願い、次のことを質問いたします。真摯なるご答弁をよろしくをお願いいたします。</p> <p>質問の1ですが、町道木内々・本町線に係る木崎地区の町道整備についてであります。</p> <p>質問要旨(1)として、木崎地区の町道の道幅は狭く、普通乗用車のすれ違いにも困難を来している状況であり、歩道の確保も十分ではありません。その町道を登下校の児童が、また地区町民</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>が生活に通勤にと利用しています。津波対策の避難道路にもなっていますが、その現状を緩和するためにバイパス道路を新設する考えはございませんでしょうか。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>1 席、4 番、<b>檜山 忠</b>議員のご質問にお答えします。</p> <p>本路線は、本庁舎と分庁舎を結ぶ幹線道路であります。道路幅員が狭く、家屋が連担し、視距改良の必要な箇所などがあるため、バイパス化することにより、地区内に住む方々はもちろんのこと、道路利用者に対しても安全・安心な道路整備につながるものと考えてはおります。</p> <p>しかしながら、本路線を拡幅整備する場合の事業費は、平成18年度に移転補償費を含めて試算したところ約27億円となり、地区の方々を初め、道路利用者に対して利便性の向上が図られることは理解しつつも、非常に厳しい財政運営を強いられているのが現状でありますので、現時点における事業化は非常に厳しいことをご理解いただきたいと思っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (<b>檜山 忠</b>君)</p>	<p>4 番。</p> <p>わかりました。27億円という財政的なそれは無理ではあるとは考えます。しかし、現状の町道を見ると、冬場は車道の除雪で歩道は埋まり、歩道の形態をなしていません。また、この町道内にはごみ集積所もあり、危険と隣り合わせにあります。それらについては把握できていますでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご指摘のとおり、除雪した雪が歩道や路肩に堆積し、歩行者にご不便をおかけしていますこと、また本路線の木崎地区にはごみ集積所2カ所ございますが、狭い道路上での作業を強いられていますこと、十分把握してございます。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>4 番。</p> <p>そういうふうな現状でもありますし、またこの町道には定期路線バスも走り、ごみ収集車も停車いたします。最悪の事態を想定するならば、その町道をバスが通過中、またはごみ収集車の作業中に、町道中央部の人家において緊急事態が発生した場合に、救急車または消防車の到着がおくれ、被害防止作業に支障を来すおそれが、また人命にかかわる事態が発生するとは考えられませんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>木崎地区に限らず、本町内の生活道路の多くは狭隘な道路でありまして、ご質問のような事態が起こることは、可能性は低いとは思いますが、十分考えられると思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>4 番。</p> <p>というような、それらの事情がいろいろあります。また、町が津波対策として海拔標示をしているが、木崎地区の集会所での海拔は8メートルであります。その先の避難場所として、国道45号線沿いの高台にある木崎稲荷神社としているが、それに対する避難道路にもなっております。</p> <p>また、話が変わりますが、昨年東京で、歩道を登校中の児童らに乗用車が突っ込み、多数の犠牲者が出ました。このことは周知の事実であります。そのことから、文科省では、歩道整備に関する指導がなされ、整備のための助成金の話もあったと聞くが、その内容がわかっていたら教えていただけませんか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問の歩道整備に対して助成金というお話ですが、防災安全交付金という制度を指しているものと思われしますので、それにつ</p>

		<p>いてご説明いたします。</p> <p>この防災安全交付金は、平成24年度の補正予算及び平成25年度予算において、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築に関する事業と生活空間の確保に関する事業、この2つを集中的に支援するために創設された制度であります。この中の生活空間の安全確保に関する事業の中において、通学路の交通安全対策事業は、国が特に推進する施策として位置づけられているところであります。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>そのような話があると、また私の情報の範囲では、文科省では通学路と車道を分離するための縁石等を使用するように指導し、そのための工事費を助成することにしたと聞きますが、そうではなかったのでしょうか。それらが含まれていると考えればよろしいのでしょうか。それはそれとして、いいです。</p> <p>では、次の質問に移ります。</p> <p>質問の要旨として、(2)として、それならば現町道を、間木地区で実施済みの部分拡幅を行い、歩道を確保する考えはございませんでしょうか。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檀山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>そのような話があると、また私の情報の範囲では、文科省では通学路と車道を分離するための縁石等を使用するように指導し、そのための工事費を助成することにしたと聞きますが、そうではなかったのでしょうか。それらが含まれていると考えればよろしいのでしょうか。それはそれとして、いいです。</p> <p>では、次の質問に移ります。</p> <p>質問の要旨として、(2)として、それならば現町道を、間木地区で実施済みの部分拡幅を行い、歩道を確保する考えはございませんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>道路の部分拡幅整備についてであります。平成23年度、24年度に間木地区をモデル地区に位置づけ、地元町内会のご支援と地権者のご協力のもと、家屋等が補償対象とならない部分を対象に事業化し、道路の一部拡幅事業を実施したところであります。</p> <p>ご質問の木崎地区につきましても、間木地区モデルケースのように、町内会のご支援や地権者のご協力により事業実施が可能であれば、事業化に向けて検討してまいりたいと考えております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上です。</p> <p>4 番。</p> <p>前向きな回答をありがとうございます。木崎地区の町民の及び秋堂地区の町民が、長い間囑望してきたことでもあります。今こそ、町道沿いの地権者の協力をいただき実現することを、よろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、質問要旨（3）として、木崎地区中央部に位置する木崎中央線と木崎 1 号線を結ぶ砂利道があるが、未舗装道であり、降雨時または降雪時には歩行困難な状態にあることから、町内会から舗装工事の実施要望が再三上がっていると思います。要望に応え舗装をし、本町道の危険を少しでも緩和する考えはございませんでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>誰もが安心・安全に利用できる道路整備は、町の重要な責務であると考え、これまで各地区から寄せられました道路整備要望の課題を整理し、「生活関連道路整備計画」を作成したところであります。</p> <p>その結果、全体の概算事業費は約 1 2 1 億円と膨大な額となり、早急に町民の皆様の要望に応えることは、現財政状況下では非常に厳しいものがあり、町民の皆様方の期待に沿える道路整備に至っていないのが現状であります。</p> <p>ご質問の路線であります。狭隘で雨天時には雨水排水を処理する側溝がないため、数日間水たまりができ、生活に不便を来しているものと認識はしております。道路整備の必要性を理解しているところでありますが、「生活関連道路整備計画」に登載しておりますので、順次年次計画の中で整備を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>4 番。</p>

<p>質疑</p>	<p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>順番があるとは思いますが、できるだけ早めに要望に応じていただければ、皆さん大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>さて、この町道の件については、合併後に何人の先輩議員からの質問がありましたでしょうか。結構私はその先輩議員からも、おまえが責任を持ってこれを完結しなさいというふうなことを言われますけれども、もしわかっていたら教えていただけませんかでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  地域整備課長 (倉館広美君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>本路線の整備につきましては、平成18年3月の合併以来、過去に3回のご質問をいただいております。1回目ですけれども、平成18年6月定例会におきまして、馬場正治議員より、本路線のバイパス化を急ぐ考えはないかというご質問を受けております。2回目は、平成19年12月定例会において、同じく馬場正治議員より、本路線の整備計画の進捗状況を問うというご質問です。そして、3回目でありますけれども、平成23年の6月定例会におきまして、檜山議員から、木崎・秋堂地区の拡幅整備に関してというご質問をいただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>4 番。</p> <p>私は、間木地区で言ったつもりだったけれども、そこまで聞いていましたか。ありがとうございます。私は別としても、先輩議員の馬場正治議員からもそういうふうな話があると思いますので、それらを重く受けとめていただいて、町民の声として安心・安全のまちづくりのために、町長の力でひとまずはこの件について終止符を打っていただくことを要望いたします。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、質問事項2として、水産業と百石漁港についてを問うものであります。</p> <p>質問要旨(1)ですが、町長は、平成25年度の所信表明の中</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>で水産業について触れていないが、水産業の今後をどのように考えているのか所見をお聞かせ願いたく思います。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>議員ご承知のとおり、東日本大震災で、当町の水産業は、漁船や漁具の流出・損壊により大きな被害を受けました。この被害により、漁船や漁具を失ったことから、漁業を断念した方もいると聞いております。</p> <p>また、震災当時、百石漁港整備事業として建設中であった水産物荷さばき施設も津波被害を受け、漁業協同組合の事業計画にめどが立たなくなったことから、やむなく建設中止となりました。</p> <p>このような状況から、まずは漁業を再開できる環境を整えることが第一と考え、失った漁船や漁具の復旧に力を注いできたところであります。</p> <p>所信表明の時点としては、復興の部分が依然として大半の目標となっていたことから、特段水産業に限定したことは触れておりませんでした。が、本年度、被災した漁業者への漁船や漁具の復旧にめどがつくことから、今後は漁業生産活動の向上が図れるよう、経営基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>はい、わかりました。我が町は、大変恵まれた町であります。特に産業面においては、商業、工業、農業、畜産業、そして水産業にと恵まれた町であります。その財産であるそれぞれの産業の機能が発揮されてこそ、町の財政も豊かになるものと思っております。そのためにも、今こそ水産業の生産性を高めるために、漁業関係者と行政が一丸となり、策を立て、実行することを願うものであります。</p> <p>そこで、次の質問をいたします。質問要旨(2)として、百石漁港について伺いたく思います。</p> <p>開港に当たっての当初計画の漁獲高は幾らでありましたでし</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ようか。また、新港開港初年度の漁獲高は幾らであり、その後の推移として、震災後と昨年度の漁獲高を教えてくださいたく思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>まず、百石漁港整備に伴う当初計画の見込み漁獲高ですが、特定漁港漁場整備事業計画書によると750トンになっております。これは、平成14年度から平成18年度までの5カ年平均値で見込まれた漁獲高になります。</p> <p>次に、供用開始初年度の漁獲高であります。現在の漁港は平成22年6月2日に正式供用開始されておりますので、その年の漁獲高は696トンになります。</p> <p>その後の推移であります。震災があった平成23年の漁獲高は644トン、平成24年の漁獲高は736トンとなっております。平成24年の漁獲高が伸びた要因といたしましては、例年に比べホッキガいの漁獲はやや減少したものの、サケの漁獲量が増加したことが主なものになります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>ご報告、答弁いただきましたそれは、数量、トン数として報告をいただきましたけれども、私が知りたかったのが、金額を知りたかったのですけれども、こちらで調べた結果では、平成22年度、新港が開港したとき、数量としては696トンであったが金額が2億1,000万円、そして平成23年度は、トン数が644トンで金額にすると2億2,300万円、昨年の24年は、トン数としては先ほども答弁がありましたように736トンであって、金額は2億7,900万円となっています。これは、私が調べた範囲の数字ですから正しいかどうか、統計結果から出させていただきましたので正しいとは思いますが、というふうになっています。ただ、この漁獲高が百石漁港で取り扱った漁獲高</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>なんでしょうか。その辺わかったら教えていただけますか。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>檜山議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>当初計画につきましては、町長が答弁したとおり、漁港整備計画に伴う百石漁港の将来見通しとしての年度に対する漁獲高になります。ちなみに、金額のほうは、当時計画した陸揚げするための金額といたしましては1億9,600万円という形で計画がされております。現在の漁港に関しては、供用開始された22年度から24年度までの漁獲高は、漁業協同組合さんの漁獲高になりますので、三沢漁港などを含めた水揚げされたものも含まれております。これは1月から12月までの年間の漁獲高になります。金額に関して見れば、先ほど漁業協同組合さんのほうの金額に関して見れば、檜山議員がご説明したとおりの金額になっております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。全体を見ると、三沢漁港に水揚げしたものも含まれているようではありますが、震災後、昨年は3億円に手が届くまでに回復しています。これは、組合のサケが多くなったとかというような話もありますけれども、組合員皆さんの努力の結果でもあろうと思うものであります。この勢いを、私はとめてはならないと、そういうふうを考えるもので、次の質問要旨の(3)に移ります。</p> <p>先ほど、町長の答弁の中にもありましたが、震災後の漁船・漁具の復旧・復興状況と、漁港施設整備の復旧・復興状況を教えていただけませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p>

	(成田 隆君)	<p>まず、漁船・漁具の復旧状況であります。平成23年度から被災した漁業者に対して、新造船の建造や中古船の購入、定置網などの漁具の購入費用として国・県・町でそれぞれ補助しております。</p> <p>平成24年度までの復旧事業としては、12トンの新造定置網船1隻5トン未満の新造船5隻、中古船の購入12隻、定置網1ヶ統などが既に完了しております。</p> <p>本年度の事業として、残りの5トン未満の新造船1隻、定置網2ヶ統を予定しており、漁船や漁具の復旧事業が本年度で終了する見込みであります。</p> <p>また、震災により被災した漁港の整備は、県で災害復旧事業等を活用し復旧が進められ、昨年度で完了しております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。昨年度までに漁具その他、大体95%ぐらいまで回復しているようであります。また、今年度には100%まで回復すると。</p> <p>それでは、次に質問要旨として(4)ですが、漁港施設について、漁業組合員からどのような要望がありましたでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>これまでも、漁業を再開させるための環境づくりとして、被災した漁業者に対して漁船や漁具の取得に支援してきております。先ほども申し上げましたが、現在漁船や漁具の復旧事業も完了しつつあり、通常操業が可能となってきているようであります。</p> <p>ご質問の漁港施設についての要望であります。平成23年度においては、百石町漁業協同組合からの要望もあり、中小企業基盤整備機構の支援事業を活用した漁具倉庫の施設整備を行うとともに、町でも附帯工事を実施してきたところでありましたが、それ以降については特に伺っておりません。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>そうですか。いろいろと組合員の方からのお話を聞いた範囲のことを、ちょっと私のほうからお話ししたいと思いますけれども、震災後の将来については、正式な要望は何もなかったようでもありますけれども、私の聞いた組合員の話では、まずは地産地消を主として付加価値の高いものを消費者に提供いたしたい、鮮度の高いものを提供いたしたいとの考えで、一般的に考える漁港施設の大規模な荷さばき場、製氷装置、冷蔵装置は必要ありません、あっても維持経費がかさむだけです、というふうな考えで、欲しいのはコンパクトな荷さばき場とコンパクトな製氷装置、冷蔵装置、それに漁獲した魚介類を加工し、直接お客様に提供できる施設を希望しているようでありました。それが、その組合員の願望かもしれません、正式にまだ要請がないというのであれば。それは、将来4億円、5億円と漁獲高を上げていきたいということに対する願望かもしれませんが、正式な要望があったときには検討していただきたいものと思うものであります。</p> <p>ところで、漁港開港に当たって、今まで町は幾らの投資をしてみましたでしょうか。それは無償ですか、それとも有償ですか。有償であるならば、いつ、どこから償還されるものですか。教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>檜山議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>現在の漁港は、平成11年度から整備計画を策定いたしまして、12年、13年、あと14年からは百石地域水産物供給基盤整備事業という形で、それから22年までこの事業として進められております。漁港整備に当たってみれば、年度ごとに負担金を支払っている状況になっております。これまでの総事業費は43億5,000万円で、負担の割合は国が10分の5、県が10分の4、町が10分の1を負担することになっております。したが</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>いまして、事業開始から平成22年度まで、町のほうでは4億3,500万円の負担になっております。この経費については、年度ごとにやっぱり負担が発生いたしますので、地方債として借り入れたその月の年次のほうから償還が始まっている状況になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>副町長。</p> <p>今、担当課長から2点目のほうについての答弁がございましたが、私のほうからは1点目に触れさせていただきます。</p> <p>漁協のほうから、今まで中小企業基盤整備機構の事業が終わってからのいろいろ陳情等ございましたかというふうなお話でございますが、正式なものは、先ほど答弁したようにございません。</p> <p>町といたしましては、供用開始が22年の6月ということで3年たった、それから3.11の震災、2年経過しようとしております、かなり落ち着いてきたということで、本来の漁港の業務がなされる中で、漁協の姿勢も定まってくるだろう、特に荷さばき場に関しましては、漁港という定義の中から見れば、そういう漁業に必要な物資を供給し、漁獲の陸揚げとか輸送、これに関する設備が常設されていて、その一部加工の施設等があるのかというふうなことを考えれば、まだまだ至らないということで、ぜひそういうふうな、漁港の本来のあり方を問うような陳情があるのであれば、いつでもそれに応えたいというふうに思っております。</p> <p>そして、特に、これから次の質問になるわけですが、しゅんせつ等をしなければならないということになりますと、これが町単独の管理であれば、そういうこともしなければならない。しかし、第2種というふうな漁港の指定になれば、一自治体ではなくて多方面で活用するということになれば、それも免れるということで、漁港の出入り口を拡幅することとか、本来のこういう施設を整備するということは、まさに町がやっていかなければならないということで、漁民の皆さんに呼応する姿勢はいつでもありますが、漁協としての本来一本化とされた理事会なりあるいは総会の意思が、今のところはなかったということでございます。</p>
-----------	-------------------------------------	---

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>長くなりました。</p> <p>4番。</p> <p>副町長の前向きな答弁、恐らく組合の方々も心強く思っていることと思いますので、考えていただきたいと思います。</p> <p>漁港開港に当たって、今まで国・県含めて40億円ぐらいの投資がなされてきたというふうなことで、町としての投資額も4億4,000万円というふうなことのようであります。それが、来年度から償還が始まるとのことですから、恐らく年間、これ何年で償還するのかわかりませんが、数千万円の償還となると思います。これは、したがって今までないそれが出てくるということは、財政を圧迫することになると思うが、でも、今後の施設整備については、どうしても財源は確保が必要となっていくものだろうと思います。そのために、いかがですか、復興資金を最大限利用するとかして、水産業をより活性化し、生産性を上げていただきたい。その生産性をただ上げるだけではなく、持続のあるものにしていただきたいものと思うわけであります。</p> <p>そこで、そのためには、一番肝心なことは漁港の機能と整備であります。漁港の機能と整備がしっかりしていないと、幾ら施設ができてもうまくいかないだろうと思うことから、次の質問要旨(5)に移りますが、震災後の漁港の機能変化と対策を問うものであります。漁船の出入港に支障を来していませんか、支障があるのならば対策はできていますか。お話を伺いたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>現在、港外に出る出入りの部分が、漂砂堆積により出入りする漁船に支障が出ているといった話は伺っております。</p> <p>担当課を通じまして、管理者である県漁港事務所に確認しましたところ、漁港内で作業できる小型の作業船を手配できれば、6月中にしゅんせつ工事に着手する予定であるとのことでありました。</p> <p>今後も、漂砂堆積の状況により、しゅんせつの必要が生じたと</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>きには、県漁港事務所に漂砂堆積の対応をお願いしてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>答弁の中に、堆積の理由として漂砂が原因とありますが、これは恐らく専門用語であろうと思いますので、どのような現象でこれが発生するのか、後で直接教えていただけませんか。</p> <p>さて、震災後、航路に砂が堆積し浅くなり、出入港時に装備を損傷する船もあったようですが、しゅんせつ工事が実施されることで、組合の皆さんも安心していることと思います。町がしっかりと窓口になっていただいて管理していただきたいものと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次の質問ですが、先ほどの答弁の中にもあったかとは思いますが、漁港は何年に開港いたしましたか。そして、今現在管理はどこが行っていますか。それから、新港開港当初の航路、泊地及び明神川の水深は何メートルでしたでしょうか。それを教えていただきたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>檜山議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>百石漁港は、開港といたしましては昭和27年に第1種漁港として指定を受けています。現在の漁港は、答弁しているとおり、平成22年6月2日に供用開始しております。管理している者は、県のほうで管理をしております。供用開始時の平成22年の時点では、航路の水深は3メートル、船を停泊する泊地の水深は3メートルのところと2メートルの部分がございます。</p> <p>明神川の水深につきましては、漁港の平面図に表示されておりましたので、大変申しわけございませんけれどもわかりませんでした。</p> <p>あと、先ほどお話がございました漂砂についてなんですが、非常に難しいお話ですので、ちょっとお時間をいただいて、こちらで調べられる範囲で調べた上で檜山議員のほうにご報告したい</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>と思います。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>4番。</p> <p>今は県が管理しているというふうなことで、当初の航路の深さも3メートル、そして船を停泊しておくところの泊地が3メートルと2メートルのがあったと。ただ、明神川が不明ということがあります。</p> <p>それでは、22年に新港開港後、何回しゅんせつ工事が行われ、その金額は幾らか把握しておりますでしょうか。そして、できたら1回の平均金額をあわせて教えていただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えいたします。</p> <p>これまで供用開始してから、百石漁港に関しては3回しゅんせつ工事が行われております。平成22年度には維持修繕によるもの、平成22年12月には暴風による災害によるもの、あとは東日本大震災によるものという合計3回になります。</p> <p>金額といたしましては、維持修繕によるものが273万円、暴風災害によるものが1,974万円、東日本大震災によるものが4,202万円になっております。合計といたしましては6,449万円となっております。これを1回当たりの平均にいたしますと、1回当たり約2,150万円となっております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>はい、わかりました。新港開港の後ですか、維持修繕費として273万円、そして、その同じ年の2月に暴風被害があったということで1,974万円ということ、それから震災によつては4,202万円、平均すると2,150万円ということ。先ほどの答弁の中に、今後航路を6月中にやるというふうなことの、そ</p>



<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (<b>檜山 忠君</b>)</p>	<p>4番。</p> <p>副町長が、大部分前もって私の質問前のことも話してもらいましたけれども、質問として続けたいと思います。この漁港は、通常であれば何年末に移管されるのですか。私は、いろいろ先ほども言いましたけれども、改善の余地がいろいろあるというふうなことを副町長も答弁なさっておりますが、それらの改善点が改善されて、最低しゅんせつ工事が5年に1回、または10年に1回になるまで移管を受けるべきではないと思いますけれども、町長いかが思いますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (<b>成田 隆君</b>)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>私の考えを述べろということですので、お答えしますけれども、私は、漁港は完成すれば町に移管という認識をしております。しかしながら、漂砂、すなわち漂う砂、漂流する砂が漁港の出入り口を埋めるあるいは塞ぐということで、そういうことになりますと、漁港としては私は完成していないし、町では受けられないなど思っておりますので、これは県のほうとこれからも協議をしていかなければなりませんけれども、漂砂がなくなった時点では移管になるかもしれませんけれども、それまでは完成とは認めたくないと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (<b>泉山裕一君</b>)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p><b>檜山</b>議員のご質問に答えます。</p> <p>移管の件についてですけれども、移管については漁港完成後3年程度で県と協議した上で移管されるということになっております。予定ですと今年度がその予定年度になっております。ですが、まだ現在移管に関しては、協議は県のほうから来ておりませんので行なわれておりません。聞くところの話によりますと、どうしても漂砂で埋まってしまって、塞いでくるという現象が起っておりますので、そちらの対策などによって協議がまだ進んで</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>いないという話は聞こえております。</p> <p>以上になります。</p> <p>4番。</p> <p>通常であれば3年で移管するというふうなことです。いまだ県の管理ということですから、県でも改善のために苦慮しているのではないかなと思います。だけれども、先ほど町長からの答弁がありましたけれども、安心はしておりますけれども、余り安易に妥協することなく、改善された漁港を受け取っていただきたいと、そういうふうにするものであります。</p> <p>それでは、震災後のしゅんせつ工事が近日中に行われるということですが、次に質問要旨として(6)の明神川のしゅんせつ工事をもあわせて行っていただいて、開港当初の水深を確実に把握していただいて、データ化を町ではしていただきたいと思うわけです。その上で、移管時期をしっかりと把握していただきたいと、そういうふうになります。</p> <p>それでは、質問要旨の(6)ですが、震災後の港内明神川の堆積物の変化と対策を問うものですが、港内には明神川が流れ、その堆積物が漁港内の4分の1を占めているようです。震災後は堆積物の量も多くなり、漁港内に流出し、干潮時には底が露出している状態です。また、話によれば、水門自体が堆積物のために閉まらない状態にあると聞くが、把握できていますか。そのことから、漁港の水深を長期間にわたり確保するために、しゅんせつ工事の対策を漁協と町が協力して立て、その対策実施の願いを町主導のもとに、県土木課だったら土木事務所に陳情するべきと思うが、いかがですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>県漁港事務所において、漁港内のしゅんせつ工事を実施している状況です。また、県が管理しております明神川の水門については、砂の堆積物の状況を見ながら、明神川に逆流する前に対応しているといった話を伺っております。漁港内の堆積物の状況については、漂砂堆積だけではなく、明神川から流れ込む砂の堆積物</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>も漁港に影響を与えている1つの要因として考えているようです。この堆積物の除去については、漁港管理者である県漁港事務所と河川管理者である県河川管理課と対策方法を協議していきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>4番。</p> <p>取り組みよろしくをお願いします。</p> <p>先般、マスコミにおいて、サケの早期遡上に取り組むことで、奥入瀬川鮭鱒増殖漁協と百石漁協が連携して取り組み、漁獲量の平均化で漁獲量の増を図ることが報道されておりました。また、百石漁協の組合長さんの話では、サケの回帰率は現在約1%弱台であり、これを上げるためとして、稚魚を川だけから放流するのではなく、漁港内である程度まで飼育し、大きくなった稚魚をあわせて放流することで、回帰率を4～5%台にしたい、その知識を習得するために先進地を訪ね勉強中であるとのことでした。その稚魚養殖に最適な場所が漁港内であると、その漁港を有効に広く利用するためにも、明神川のしゅんせつ工事が必要不可欠であります。その熱意を失わせないために、早く陳情し、漁港の機能を維持するべきと考えます。</p> <p>時間がありませんので、理解していただくようお願いして、次に、漁港は水産業の将来を左右する重要な施設です。十数年来の夢がかない、手に入れようとしているおいらせ町の宝でもあります。その宝をしっかりと整備していただき、それを守りながら、今やれることは、漁協と町が一体となり、隣接すると思われる津波避難タワーを強い味方として、水産業を復興のチャンスに変えることではないでしょうか。ピンチをチャンスと捉えて、水産業を軌道に乗せていただくことを要望して、私の質問を終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>要望と言いましたけれども、少し考え方を伝えたいと思います。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>まずもって、先ほど来漁港に関しまして、あるいは漁業協同組合に関しましての大変貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございます。これから、時を見計らって漁協の代表の方々と意見交換しながら、前向きに進めてまいりたいと思います。</p> <p>最後になりますけれども、檜山議員には、本町新しい課長2人、たまたまでしょうけれどもデビュー戦に質問が向かってしまって、私もちょっと心配しておりましたけれども、何となく無難に乗り越えてくれたなと思っておりますので、職員を育てる意味におきましても、檜山議員のご質問、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。</p> <p>4番。</p> <p>ありがとうございました。これで終わらせていただきます。</p> <p>これで4番、檜山 忠議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩します。11時10分まで休憩します。 (休憩 午前10時58分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前11時10分)</p> <p>引き続き一般質問を行います。 2席、3番、平野敏彦議員の一般質問を許します。</p> <p>平成25年第2回定例会開会に当たり、議長のお許しを得て、3番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により一般質問させていただきます。</p> <p>日増しに若葉が色濃くなる季節となりました。早苗がそよぐおいらせ町、心配された天候も安定し、早朝から野菜の収穫に力が入る農家の方々にとって、価格の安定を願うものであります。</p> <p>6月は、スポーツマンが躍動するシーズン到来であります。上北郡総合体育大会、中体連郡予選会、県高校総体のほか、スポーツイベントがめじろ押しであります。そして、当町のスポーツ大会の一大イベントである第28回いちょうマラソン大会の参加者が、過去最多の約770名余りと聞いております。地元選手の活躍が楽しみであります。願わくばおいらせ町民こそって、出</p>
----	---	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>場する選手に沿道での声援、応援が生まれることを期待しまして、通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。</p> <p>第1点目は、おいらせ町総合計画後期基本計画の策定についてであります。前期計画施策の体系は、7項目の基本方針からなり、47施策となっております。24年度末現在の達成状況についてお伺いいたします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>2席、3番、平野敏彦議員のご質問にお答えします。</p> <p>まず、総合計画は、計画期間が10年の基本構想、5年の基本計画、3カ年で毎年度見直しをする実施計画の3階層から構成されております。</p> <p>ご質問の基本計画施策の達成状況については、現在進捗状況の確認調査を実施しており、その速報値を申し上げますと、全47施策ごとに数値目標を設定した施策の達成指標において、基準年度となる平成19年時より指数が向上しているものが、全110項目中、全体の約66%に当たる73項目となっております。そのうち、目標値を達成したものが、全体の約32%に当たる35項目となっており、成果の向上が図られているところであります。</p> <p>また、主な取り組み事業の状況につきましては、全219項目中、約82%に当たる180項目において取り組みを実施しております。</p> <p>全体的に、進捗状況としては約6割から7割程度、当初予定していた内容を達成しているものと判断しております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>それでは、今答弁がありましたけれども、全体的には66%、そうしますと、今もう6月ですから、第1四半期が過ぎようとしております。残りの第3四半期で実施の確率というのは、見込み</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>は何%になるのか、まずそこをお聞きしたいと思います。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>ただいま66%、これについては、施策の達成指標の110項目中というふうなことで、73項目の66%であります。これについては、ただいま5年間の前期の部分の達成状況を把握しておりますして、この1年間、今年度25年度で見た場合の1年間の達成状況というのは、まだ出ないような状況にあります。これについては、いずれにいたしましても、この10月以降確定なるかと思っておりますので、その時点でははっきりした数字があらわれるかと思っておりますし、また、この残りの34%を達成するためには、今年度のみ達成ではなくて、向こう5年間と見た場合での達成ということで、そういうふうに見ていただきたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今答弁を聞いていますと、では今までの前期計画というのは、5年間で目標を掲げて、こういうふうにやりますよというふうなものを私たちに、町民にも示しているわけですが、ではこの34%については、後期のほうに繰り越しになる可能性があるわけですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>はい、もちろん後期に繰り越しになるというふうなことも想定されます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p>	<p>3番。</p> <p>そうすると、今年度後期計画を策定するというふうな準備段階</p>

	<p>(平野敏彦君)</p>	<p>に入っているわけですがけれども、では後期計画と、その前期で達成できない部分が今度は送られていくことになるわけですから、そうなりますと10年間のスパンでとにかく町の計画が達成されればいいというふうな考え方なのか。私は、前期計画は前期計画、後期は後期で、あらかじめその目標達成がどのぐらい達成されて、どうしてもその後期に継続になる事業については、こういうふうな理由で後期のほうに引き継がなければならないとか、そういうふうな理由がなければ私はおかしいと思うんですよ。何のために、では5年間の計画を立てているのかと。達成率を、今達成32%の35項目ですか、この中でいけば、では本当の申し送りされたものが、後期計画の中でどのぐらい達成になるのかというふうな部分も、私は疑問を感じるわけですがけれども、この辺前期の部分で、本当に今、さっきも言ったように、10月になってめどがつく、達成率がどのぐらいになるかというふうな話ですがけれども、もうわかるのではないですか、大体ことしの予算も終わっているわけですから。予算措置をしていないのは取り組めないわけでしょう。だったら、もうある程度、これ以上はもうことしはできないというふうなものはわかる、それとも9月とか次の議会で、達成率を上げるために予算措置をして対応するというふうな考えですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>後期に持ち越しになるというのは、当然先ほど言いましたように残るわけでありまして、必ずしもこの総合計画に関しては、前期でもって100%を達成しなければならないというものではないと思います。というのは、さきの3.11の震災があったように、いろいろな不測の事態というのが出てくるかと思えます。それに対応するがゆえに、後期に持ち越される部分もあるし、また法の制度上、必ずこれを守っていかなければならないという部分では、なかなか5年間で終わらせることができないという事業が多々出てくるものというふうに思っております。ただ、それを今度、5年間先に引き継ぐわけなんですけれども、それは重点事項としてその部分が載ってくるだろうし、またそれについては、</p>

		<p>各課協議のもとに見直しを図っていかなければならないというふうを考えております。ただ、今平野議員がおっしゃった、今年度中に必ずしも、前期で達成されない部分が今年度の予算に反映されて、それを達成しなければならないというものではないというふうに解釈します。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>それでは、確認しますが、私はこのおいらせ町の総合計画、これは前に配布になって、町民に約束事として示されているわけですが、それを簡単に言いますと事務方の都合で、では10年間のスパンの中でやればいいんだというふうな考え方であれば、前期、後期の計画というのは、簡単に言えばそんなに重要性がないというふうな気がするわけです。やっぱり、町民に対してわかりやすく理解をしてもらうために、こういうふうな冊子を金をかけてつくっているわけですから、やっぱりそのルールをちゃんと守ってやるべきではないかというふうに思います。</p> <p>それでは、次の、この基本方針に関する個別計画書の中に、5ページのところに関連する個別行政計画が載っております。男女共同参画プラン、国土利用計画、それから地域防災計画、健康増進計画、この27項目となっているそれぞれプラン、計画について、私ども議会に対するその報告の仕方、どういうふうに報告されたのか。まず、今まで報告されたのが何件あるのか、これらについてお伺いしたいと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>それでは、確認しますが、私はこのおいらせ町の総合計画、これは前に配布になって、町民に約束事として示されているわけですが、それを簡単に言いますと事務方の都合で、では10年間のスパンの中でやればいいんだというふうな考え方であれば、前期、後期の計画というのは、簡単に言えばそんなに重要性がないというふうな気がするわけです。やっぱり、町民に対してわかりやすく理解をしてもらうために、こういうふうな冊子を金をかけてつくっているわけですから、やっぱりそのルールをちゃんと守ってやるべきではないかというふうに思います。</p> <p>それでは、次の、この基本方針に関する個別計画書の中に、5ページのところに関連する個別行政計画が載っております。男女共同参画プラン、国土利用計画、それから地域防災計画、健康増進計画、この27項目となっているそれぞれプラン、計画について、私ども議会に対するその報告の仕方、どういうふうに報告されたのか。まず、今まで報告されたのが何件あるのか、これらについてお伺いしたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>今、私も総合計画、5ページを開いて、関連する個別の行動計画ということで、いろいろその総合計画のもとにつくられた計画を見ておりますけれども、実際に議会に諮られたというのは、何件かというふうなものは、今のところちょっとピックアップしてみないと、すぐさま報告できないような状況にあります。ただ、いろいろな意味で、全協において報告になっている計画等が何件</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>かあるということは事実だと思います。調べて後ほどご報告したいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>これらの基本計画、総合計画を補完する意味で、この個別の行政計画が示されてあるわけですから、本来全協ではなくて、公の場でちゃんとこういうふうな機会に資料を提供するなり、そういうふうな形で対応すべきと私は思うわけです。計画を作成時点だけ議会で説明しますけれども、その後の達成状況、進捗状況、そういうふうな資料提供というのは全くない。私は、何のためにこの計画をつくったのか、議会に対しては、ちゃんとそれなりに計画を示したら中間報告なり、その目標達成されましたとか、そういうふうなものをすべきだと私は思うんですけれども、この変どうですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>総合計画においては、確かにそのようなご意見を承ったので、後ほど中間報告、取りまとめた段階で皆さんのほうにご報告したいと思いますが、ただ関連する個別の行政計画については、そこまでの報告に値するのかどうか、これについては議会のほうとも十分協議しまして、相談申し上げて、報告したほうがいいということであれば、その旨進捗状況を報告していきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、その判断の仕方が、議会と協議というふうなものよりも、やはり議会に提示したものについては中間報告、完成する最終年次の報告、結果報告をちゃんと出すべきではないかと言っているわけですから、計画だけ示しておいて、担当課の部分についても、</p>

		<p>その辺については、やはり私が一番感じるのは、担当課長がかわれば、提案したときの課長ではなくて、実施の段階になれば課長がかわっているわけです。そのときの思いというのが引き継がれていないんです。ですから、中間報告もなければ事業の達成の時点になっても何ら議会に報告がない。それだと、全く議会もチェック機能とかそういうふうなものをしていないというふうなことで理解されることになりますので、やはり少なくともこの部分については、何らかの形で資料提供なりそういうふうなものを、中間、計画達成、そういうふうなものを出して示していくべきだと私は思うんです。町長、どう思いますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>大変厳しいご指摘でありますけれども、確かに毎年定年退職者が出るわけですから、先ほども言いましたけれども、新しい課長たちが選任されるわけですし、そういう部分で事務の手續上、あるいは引き継ぎがうまくいっていない、あるいはまたそういう実施計画、基本構想等が、若干考え方が、担当者がかわることによって考え方も変わっている部分もあるのかなと、今改めて感じているところであります。以後ご指摘のように、できるだけ引き継ぎのときはいろいろなこと、全てのことをまんべんなく引き継ぐように指示したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>町長については、そういうふうな事務方の指導徹底をお願いして、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>町の自治基本条例を制定した効果についてお伺いいたします。平成24年3月に制定され、町の憲法とも呼ばれるとあります。町の50年、100年の将来を見据えた、変わることはないまちづくりの理念を示したものとあります。5年が経過したおいらせ町にとって、どのような効果があったのかお伺いをしたいと思います。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>町では、自治基本条例を平成21年4月に施行し、今年度で5年目となります。</p> <p>この間、基本理念である「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立った取り組みとして、木内々小学校学区地域づくり協議会や古間木山連合町内会が、それぞれまちづくり組織を立ち上げ、活動を実施しております。</p> <p>また、まちづくりの仕組みについても、各種委員の公募や行政情報を提供し、まちづくりへの町民参画、参加を促進するなど、条例制定の効果はあると考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>この中で、地域づくりの学区が木内々小学校学区、それから古間木山地域というふうなことでありますけれども、私はこの、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」自治の原点に立ってとあります。この中の大きい項目の中で、町民の役割と責任、議会の役割と責任、行政の役割と責任、これをうたってあるわけですが、では町民の役割と責任がどのように評価されているのか、果たされているのか、行政の役割と責任はどのように果たされているのか、議会の役割と責任、これがどのように果たされているのかお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>答弁いたします。</p> <p>それぞれの町民、それから議会、それから行政というふうなことで、3者のそれぞれの決まり事というんですか、まちづくりを進めるための決まり事を定めたものが自治基本条例であるというふうなことでご認識していただけているものと思います。</p>

		<p>その中で、ご質問のありました町民の役割と責任、それから議会の役割と責任、行政の役割と責任ということで、それがどのような形で達成されているのかというふうなことだと思いますけれども、現時点においては、具体的にそれがどうこうというふうな個別の事例というんですか、そういうふうなものは今のところ確認をしていないところであります。ただ、住民においては、先ほど町長のほうでも言いましたように、自分のことは自分でというふうなことで、地域のことは地域でというふうな自治、そのことにおいては、町内会を超えた町内会の結びつきということで、地域づくり協議会を設けて、自分たちの役割、自分たちができる役割を考えて進んでいるというふうな状況にありますし、行政においては、行政の役割として情報を公開する、それから町民を各種委員等に参画させる仕組みをつくる、それから公開をする仕組み、パブリックコメントと言いまして、住民のほうから意見をいただくというふうな仕組み、これらについて行っているというふうなことです。次の質問にも出てきますその達成状況というものの中で、またご説明したいと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、議会の達成状況は置いておいて、町民とそれから行政については、十分な達成が見られているというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>それでは、今答弁ありましたけれども、この解釈、理解の仕方は行政側のほうの理解の仕方であって、私は本当に当初町内を巡回して説明して回って参加者も少ない、町民の理解が本当になされてこれは制定されたのかというふうな疑問を持って、今までできているわけですが、その中で、今課長が答弁あったことに、本当にこういうふうな中身であれば、今言ったような答弁の内容であれば、私は何もこの自治基本条例が本当に必要だったのか、疑問を感じるわけです。この基本条例が、この総合計画の上位の町民の憲法というふうにならうたっている割には、今の答弁ですと、内容がほとんどないなというふうな感じがするわけです。本当にこのままで私はよしとするのであれば、何か担当者もかわり、担</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	

		<p>当課もかわって、当初のこの狙い、目的、そういうふうなものが薄らいできているというふうな気がいたします。本当に継続してこういうふうなものをやらなければ、町民の意識、そういうふうなものが高まっていかない。本当に感じます。</p> <p>それで、次の質問ですけれども、この検証結果についても、これらについて検証結果3年間出ています。平成21年度自治基本条例の運用状況検証結果について、そしてまた22年、23年については今月の6月号広報に載っています。このページを見まして、甚だ簡単すぎる。町民がこれを見て、自治基本条例というのはこういうふうなものなのかというふうな形でしか理解できないと思いますよ。私がさっき質問した、町民の権利、役割と責任、行政の役割と責任、議会の役割と責任、こういうふうなものが大きな柱になっているわけですから、まずはこれらについて、どういうふうな取り組みをして事業をやって、どういうふうな責任が果たされているのか、そういうふうなものがちゃんと盛られないと、運用状況の検証をした結果、町民の意見を求めるために実施した事務事業とか、事業計画の成果や公表、こういうふうな形で本当にこの公表の仕方でもいいのでしょうか。私は、これはずっと見てきたら、3年間同じような様式で、特にことしはこの新人の職員紹介も入って、ページの1ページも使っていないのではないですか。こういうふうな評価の仕方でも本当にいいのですか、確認します。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>確かに、この3年間については、行政のみの検証をしてきたというふうに思っております。これからは、その委員会のほうに諮るには、それぞれ個別の条例、条項に合わせた形で、1つ1つやっていくのも1つの方法かというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p> <p>佐々木議長</p>	

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>同じような形で、今答弁ありましたけれども、この町の今月号の仕事、この中にも出ていますよ。基本方針が7項目あります。住民主体のまちづくりを支える基盤づくり、みんなが助け合う町、こういうふうなものからいっても、この自治基本条例が一番頭にあるわけですから、そういうふうなものが基本となって、私はこういうふうなまちづくりの部分についてもちゃんとしたものが示され、ただこれはハード事業とか、そういうふうなものだけ羅列してあるのではないですか。私は、先般ちょっと三沢のほうに行って温泉に入ったら、三沢の広報を見たら、三沢のほうは後期計画が発表になっていました、5月号で。これを見ますと、その基本理念、基本方針、それから施策、30の施策と89の施策、重点プラン、こういうふうなものがちゃんと示されてあります。やっぱり、私はこういうふうな形であれば、なるほど町が目指しているもの、そういうふうなものがこれから計画として盛り込まれていくんだなというのを理解できるんですけども、やっぱりこういうふうなものに基づいた形で評価もされるべきであるし、またさらに、この町の仕事の内容の評価についても、もっと町民が理解できる、わかりやすいような形で掲載すべきではないかと。ハード事業だけだったら、何も別に予算をとって単年度で実施するわけですから。関連する部分というのは、やはりつないでいくことが大事ではないですか。5年なら5年の間つないでいて、町民が理解して、よくなってきたなというふうに感じる、そういうふうなものの提供をすべきではないかと私は思うんですけども、このままで本当にいいと思いますか、どうぞ答弁お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>答弁を求めます。 企画財政課長。  ただいま平野議員がおっしゃったのは、三沢の例を出していましたが、多分後期計画が完成されて、これらの項目について市民のほうにお知らせしたというふうな状況だと思います。それについては、当然うちの町も10月ごろをめどにして、最終的には2月の段階でそれを広報に掲載して、後期計画はこのような施策を盛り込んで行っていきますというふうなことで、広報に掲</p>

		<p>載する予定であります。ただ、先ほど言いました個別の事業に関しては、やはりその年度においてお知らせしていかなければならないというふうに思いますので、今回の広報の掲載の仕方については、それでいいのではないかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>理解の違いかも知れませんが、私は、三沢の6月号にも、今年度の決算見込みがもう出ていました。早いなと思って私は感心しましたがけれども、本来そういうふうな部分では、決算書が出てから、本来当町では決算の概要というふうな形で報告しているわけですが、3月の議会が終了し、ある程度予算調整がされて、そのもとに多分つくっていると思いますけれども、やはり情報の出し方、さっきも話しましたが、私は逆に遅いのではないかと、早めに情報提供しておいて対応する、そういうふうな形で進められることを、これが行政のサービスの1つではないかと思えます。</p> <p>次にお伺いしますが、この後期基本計画の中で、重点施策というふうなものがありますか。あったらお伺いしたいと思います。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>理解の違いかも知れませんが、私は、三沢の6月号にも、今年度の決算見込みがもう出ていました。早いなと思って私は感心しましたがけれども、本来そういうふうな部分では、決算書が出てから、本来当町では決算の概要というふうな形で報告しているわけですが、3月の議会が終了し、ある程度予算調整がされて、そのもとに多分つくっていると思いますけれども、やはり情報の出し方、さっきも話しましたが、私は逆に遅いのではないかと、早めに情報提供しておいて対応する、そういうふうな形で進められることを、これが行政のサービスの1つではないかと思えます。</p> <p>次にお伺いしますが、この後期基本計画の中で、重点施策というふうなものがありますか。あったらお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>現在、後期基本計画策定作業を進行中であり、現時点での重点施策については確定しておりません。今後、計画していくものと思えます。決定していくものと思っております。させなければならぬと思っております。今後、作業を進める中におきまして、関係部署に指示しまして、調整させたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p>

質疑	<p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>今、これから策定するために確定はしていないんだというふうなことでありますが、町長選挙が来年あるわけで、これらについては、私先般も町長の公約とからめて確認しましたがけれども、町長は3月議会で、私の質問に対しては意思の表示がなかったんですけれども、私は当然チャレンジするものというふうに理解をしております、この後期計画と、それから町長選に再出馬する際の公約、そういうふうなかかわりを、町長はどういうふうに捉えているか。再選ありきでひとつお答えをいただければと思います。</p> <p>町長。</p>
答弁	<p>町長 (成田 隆君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>通告にない部分に入ってしまったんですけれども、計画は私が任期中に作成するわけですから、計画した以上はそれを全うするのが責務であると思っておりますし、また3月の議会のときも、平野議員には誘い水を向けられましたけれども、後援会等あるいは支持者と相談しながらというお答えしかできませんでした。その後、平野議員に後押しされたように、支持者あるいは後援者と若干お話ししましたところ、やめろというのはなくて、1期でなくもう少しやって、町に尽くしたほうがいいのかという意見もありましたし、これから自分の判断で進路をまとめる時期が来るのかなとは考えておりますけれども、何はともあれ計画して、先ほど言いました継続性がない、後は知らないよというわけにはいかないのかなとは考えておりますので、その後いずれの機会か、そんなに遅くない時期に意思表示はしなければならないと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p>
質疑	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>町長の答弁を聞いて、この後期計画、重点施策等についても期待ができるなと思っております。ぜひ内容の濃い施策を盛り込んで、後期の計画の作成に当たっていただきたいと思います。</p> <p>この後期計画作成については、先般新聞等を見ますと、マイナンバー制が平成25年5月に参議院を通過したというふうなこ</p>

		<p>とが載っております。これらについては、国の制度的な部分ですから、この後期計画とどのようなかかわりがあるのか、PRの仕方、そういうふうなものが必要になってくると思いますけれども、これについてはまだまだ課題があるようです。個人の個人番号を盗んで政府から給付金をだまし取ったり、銀行口座を不正に開設したりするなりすましの犯罪がふえる懸念も指摘されるとありますけれども、行政的に、自治体として、これらこれから施行される部分について、この後期計画との関連についてお伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。  お答えいたします。 マイナンバー制については、2016年の1月から利用が開始されるというふうに、今のところ聞いております。それに向かつては、当然後期計画の中では、その部分についてもどのような個人情報の保護に努めたいのかというふうなことも含めて、当然載せていかなければいけない部分だというふうに思っております。 以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。  このメリットとしては、自治体は生活保護の不正受給を防ぐために、申請者の資産や収入、扶養義務がある親族の状況など調査できるとあります。個人番号があれば、こうした情報を早く把握しやすくなり、不正防止に役立つとなっておりますけれども、個人的な部分の、いろいろなこういうふうなサイバー攻撃とかさまざまなものが今横行しておりますので、これらについても基本的に、ぜひ後期計画の中で町民に趣旨徹底を図ってほしいと思います。 それでは、次の質問に入らせていただきます。 第2点目は、町の復興交付金事業についてお伺いいたします。 先般の全員協議会の資料に基づいてみますと、一時避難場所が10カ所となっているわけでありまして。この正式な場所、それか</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>ら、どのぐらいの規模を想定しているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えしますけれども、今1、2、混じったような質問の趣旨になりましたけれども、通告に従って2回に分けて答弁しますので、ご了解ください。</p> <p>それでは、ご質問にお答えします。</p> <p>震災復興地域づくり計画で検討いたしました一時避難場所10カ所は、大津波警報が発令された場合に、その危険を回避するため一時的に避難する集合場所であり、最大級の津波浸水区域外の広場や、広目の道路沿い等を想定しております。</p> <p>具体的な場所や規模、必要な施設等については、今後地域の皆様の意見を聞きながら検討してまいりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>1つ目は以上であります。</p> <p>次に、一川目、二川目、深沢についてですけれども、2つ目の答弁をいたします。</p> <p>深沢、一川目、二川目地区の避難目標地点の整備内容についてですけれども、一時避難所の整備や避難看板の整備とあわせ、地域の皆様の意見を聞きながら必要な整備を検討してまいりますので、ご理解をお願いします。</p> <p>ちょっと一問一答から若干それましたけれども、以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>集合場所、それから広場や道路などを充てるというふうにありますけれども、先般の説明ですと、一時避難場所は、この資料でいっても本当に特定できないなというふうに、大体この辺だなど思うんですけれども、ただ、この一時避難というのは、いろいろな意味で広範囲にわたって避難するわけですから、そういうふうな意味では、ある程度その標識なり看板なり、それからこの場所というふうな部分で表示しなければ、私は特に同じ地域にあっても、そういうふうな場所に、高齢者とかそういうふうな人は想像</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  まちづくり 防災課長 (中野重男君)</p>	<p>がつかない部分があるのではないかと。ですから、実際のこの計画を、交付金復興事業として立てて国のほうに出しているわけでしょう。その場所が特定されないで大丈夫ですか。ここのところをもう1回確認します。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>議員にお答えいたします。</p> <p>まず、基本的に警戒警報が出た場合については、最大の津波か、あるいは警報程度のものなのか、大津波か津波警報かということが基準、区分になります。そこで目標地点、いわゆる一旦高台に上がっていただく地点を目標地点として、その次の段階で一時避難所という形の段階になります。交付金事業につきましては、これから二川目南部分につきましては、これから交付金事業として調査設計等を要求する予定でございます、精査しているいろいろな形の整備がどういう形が適当か、調査設計した後にお示ししたいというふうに考えています。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長  3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>一時避難所というのは、最大の部分で、目標地点はそこに一旦集合して一時避難所に帰るといふような地点であれば、なおさら場所設定がしっかりしなければならないと私は思います。ことし、この資料でいって4,988万2,000円の全体事業費が盛られてあるわけですけれども、これについては、この調査測量、設計、用地買収、そういうふうなものがありますけれども、こういうふうな土地の避難場所指定、目標地点の場所設定になったときに、何らかのこの取得とかそういうふうなものが発生するんですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  まちづくり 防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、確認をさせていただきます。今回4,900万円相当の</p>

	<p>(中野重男君)</p>	<p>ということで、その予算の関係でございますが、松原地区に4本の避難階段等の設計関係でございます。用地買収と調査設計でございます。2段目の二川目、一川目等につきましては、松原地区以外の部分の避難等につきましては、今後復興交付金事業として申請する予定です。2段になります。そういうことで、松原と一応松原以外の形を、2段階の構成を考えておまして、復興交付金事業に載せて、できるだけ自主財源を投じないような形でお願いをするという形で進めていきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の地区と、それから次の多分一川目、二川目地区と分けるというふうなことですけれども、私はこの目標地点、一時避難所10カ所というのは、別に先行してこの松原地区だけを事業するというふうなことでは、私はおかしいと思うんです。災害が発生したら、この全体地区が被害を受けるわけですから、この中でちゃんと最大27.6メートルの津波が予想されておりと書いているのに、何でその先行する地点だけやって、その目標地点とか一時避難場所が全体的に設定されないのか。補助事業だからそういうふうなことで、災害の発生を常に予測した形で対応するというふうなことであれば、私はこの計画の立て方というのはおかしいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり 防災課長</p> <p>(中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>平野議員にお答えいたします。</p> <p>まず、松原地区とそれ以外の地区の優先度につきましてでございますが、私どもの試しの試算という形で、いろいろシミュレーションをした結果、松原地区につきましては、4本の道路がないと早く高台に行けないという時間的な検証ができました。その松原地区以外につきましては、シミュレーションの結果、現在ある生活道路を当面使っていただいて上に上がっていただければ、短い時間で上がっていただけるということで、優先度を松原地区、そして松原地区以外という2段階方式をとりました。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>それから、議員おっしゃるとおり、一時避難場所や目標地点につきましては、きちんとこれから地域の皆さんと相談しながら、目標物あるいは目標物等の表示とか、あるべき目標地点がきちんとわかるような形でご相談をさせていただいて、整備させていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>私が言っているのは、その補助事業に載る、載せないではなくて、その一時避難所とか目標地点というのは、全体的にもう同時にスタートしないとだめだと思うんです。ですから、そういうふうな意味では、シミュレーションも何も大事だと思いますけれども、まずはその地点を示しておいて、地域の方々にここなんだというふうな理解をまずさせなければだめですよ。そのためにも、先般の議会ของときも質問してありましたけれども、この海拔標示だって、吉村議員が言っていますけれども、本来今の議会に補正で出てくるものだったら、出ていないじゃないですか。3月議会のときに早急に対応しますと言っているながら、予算措置もしていない。この辺が私は、議会に対する答弁とやっていることが一致していないのではないですか。少なくとも、答弁したらそれなりにちゃんと対応してほしいと思います。そういうことによって、この自分たちの地域の海拔が出てきて、20何メートルだったら必ず逃げなければだめだとか、そういうふうな意識が生まれてくるわけですから、この辺を、先般9月とかという話をしていますけれども、階上町のほうでは子供でもつけていますよ、あの海拔標示、小学校の子供でも。裏のバンドとめて、何も業者に委託しなくても、ものだけあれば、町内会だって何だって対応できるのではないですか。そういうふうなものをびしっと守って、早目に対応することが、1つの行政サービスになるのではないですか。ですから、私は、この松原地区の補助事業の計画もさることながら、一川目、二川目地区への地点というふうなものを早目に示してほしいというふうに要望しておきます。</p> <p>それで、この避難場所の誘導の方法、3点目ですけども、これは例えば日中、それから日中でも平日、休日、それから夜間、</p>
-----------	------------------------------------	---

		<p>台風が来たとか、冬期間、それから雪、こういうふうなときの対応、主体となるのはどこになるのか。防災無線の効果というのは、私は今の住宅ですと、聞こえるのは聞こえているんですけども、ではどういうふうな形でというふうなときに、高齢者とかそういうふうな人は、なかなかその指示どおりに動けないと思うんです。特に高齢者世帯、それから、もうなかなか外へ出て行動できないような世帯が結構あるわけで、私は前にも言っていますけれども、そういうふうな世帯のリストなりそういうふうなものの情報提供を、やはりその町内会とかそういうふうな部分でちゃんと提供して、今の役場が勤務時間外の時でも対応できるような体制をつくるべきだと言っているわけですがけれども、今のようなこの避難誘導の方法については、この自主防災組織になるのか、町内会一体となってやらなければだめだと思うんですけども、特に休日とか夜間、こういうふうなときの主体的な部分というのはどこから指示が出るんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えします。</p> <p>避難目標地点や一時避難所への誘導方法についてでありますけれども、まず警報が発令された場合、自主的に避難できる方は高台へ向かっていただき、災害時要援護者などは、近所の方や自主防災組織の力などを借りて誘導していただくよう考えております。また、今後避難場所の周知も含めて、防災訓練や地域の自主防災組織による訓練を通じまして、最良の避難法を確立させ、その錬成に努めていきたいと考えております。</p> <p>以上でありますけれども、今質問の中で答弁漏れ等が、この答弁書の中では入っていない部分もあろうかと思っておりますので、担当者に詳しく説明させます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず、避難目標地点や一時避難所への誘導方法についてのトー</p>

質疑	<p>防災課長 (中野重男君)</p>	<p>タルでございますが、先ほど指摘いただいたリストにつきましては、これから、もうできておりますので、配布作業につきましては、町内会の皆さんと相談させていただきたいというふうに思っているところです。</p> <p>それから、休日、夜間、これにつきましてのご指摘の点でございますが、私どもも平日であればそれなりに対応できるわけですが、議員ご指摘のとおり、夜間、休日等につきましては、我々も不在の場合が考えられますので、当然ながら、今の現状では防災無線、それからラジオ、それから私どものほっとスルメール、それから戸別受信機などを通じて、きちんと我々がいなくても放送ができるような形で対応しておりますので、何とかご理解をいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p>
	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>リストはできているというふうなことです。早急に配布をしていただきたいと思います。ただ、個人情報の関係もありますし、いろいろな形で取り扱いについてはお互いに慎重に扱っていかねばならないものと思っております。</p> <p>今、この対応の仕方では、防災無線それからラジオ、戸別受信機、そういうふうなもので周知を図るということですが、幾ら聞こえても動けない人がいるわけですね。聞こえているんだけど、実際に外へ出て歩けない、そういうふうな人方もあるわけで、私はこの避難場所についても、この4番目に入りますけれども、車の乗り入れ、八戸では原則高台徒歩移動が原則だけれども、徒歩困難な住民を対象に車での避難を市が容認しているというふうに、やっぱりこういうふうなものについては、自治体が主体的に判断をして、この計画、そういうふうなものを周知徹底するというふうな形をとっています。さきの説明ですと、まずは徒歩ありき、それは元気な高齢者、そういうふうなのは徒歩でいいと思います。そのほかの寝たきりとか、そういうふうな人については、やはり町として車の避難をどういうふうな形で認めるのか。これは、私は徒歩を隣近所といっても、今私の周りを見ても、若い人というのはほとんど何人かしかいません。特に、子供</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>も中学生であれば、私は大人以上に力を発揮するなと思っていませんけれども、まず子供がいないんです。やっぱり、そういうふうなのを見たときに、やはり車で相乗りしてもいいから避難をさせるとか、そういうふうな形で、徒歩限定というふうなことではなくて、今のような方法も認めるべきだと思いますが、町長どう思いますか。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>車での避難は、渋滞を引き起こし、あるいは避難の妨げになることから、原則は徒歩としております。しかし、災害時要援護者等や、やむを得ない場合は、車での避難も可能としておりますし、またその方策として誰が判断するのかというのは、これから町内会あるいは自主防災組織等と協力、検討しながら進めていこうかな、そういうふうにしたいと思っておりますので、平野議員の思いがそのまま答弁になったかと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、避難する方向というのは一方通行なわけですよ。交互にならないわけですから、皆その目的地に向かって行くわけですから、私は車が入っても、それなりにちゃんと避難はできるのではないかと、全てが徒歩でないと危険だというふうな部分ではないのではないかと。やっぱり、そういうふうな意味では、今町長が言ったように、いろいろな方策を講じて、車の利用を最大限活用して、被害者を出さないというふうな対策を立ててほしいと思います。</p> <p>それでは、次、5点目のところですが、この計画によりますと、避難階段等の幅員が1.5メートルとなっております。本当にこの1.5メートルの基準というのはどこから来たのかなと私は感じたんですが、まずこの1.5メートルに設定したこの基準をお知らせいただきたいと思います。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>避難は原則として徒歩としていることから、基準といいますか、2人が並んで避難できる最小幅員として1.5メートルにしたものであります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、これは多分補助事業の計画の中での1.5メートルで、松原地区の4路線、4つの場所だと思いますけれども、ただ、今言ったように、最低でも軽自動車等の避難が容易にできるスロープ、階段は別として、そういうふうな部分については1.5メートルであれば、ちょっと私は理解に苦しむんですよ。やっぱり、相当の幅を持って、歩行者と軽自動車が避難できる、ですから、さっきも言っているように、目的地に向かって一方通行で行くわけですから、別に広くとっておいたら、いろいろな形で対応できるのではないですか。相手が下がってくる人はないわけですから。何で1.5メートルというのは、2人並んど、じゃあ例えば、ハムの700何十人も働いているあの従業員が、2人ずつ並んだら何列並んで何メートルになりますか。そういうふうな設定をするということ自体、私は理解できないんですよ。その幅員については検討すべきだと思いますが。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり 防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、平野議員にお答えいたします。</p> <p>まず、私どもが1.5メートルという根拠を見つけましたが、ガイドラインとして1.5メートルを指し示している避難路のものはありませんでした。その中であって、道路構造令の中に、一定の余裕幅を加えた占有幅というものを採用して、歩道等をつくっているというものがございまして、一人頭0.75メートルという指針がございました。その例をもとに、2人で1.5メートルという計算をさせていただき、なおかつ松原地区におきまし</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>て、百石工業団地のほうからの避難者の人数をご懸念されておりましたが、私どものシミュレーションでは、この1.5メートル4本で十分逃げ切れるという計算を持っています。しかし、いろいろな想定がされますので、議員おっしゃるとおり、もちろん幅が広ければ、それはそれにこしたことはございませんけれども、何分あそこの地区の急傾斜地がありますので、その部分だけとって幅を広げても、急傾斜をなかなか活用した1.5メートルは確保できない、それ以上のものも確保できない部分もあるのかなという思いもあります。しかし、これから調査設計しながら、幅の広いところがとれば、それはそれで可能として事業を実施したいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>緊急時、しかも短時間で移動するというふうな原点で、道路幅のその幅員を採用するとか、そういうふうなものの基準の捉え方というのは、私は理解できません。今までのあの岩手の避難だつて、2列に並んでいますか。一斉に動いているのではないですか。それが1.5メートルになったら、元気なのがばんばん行きますよ。残ったのはどうしますか、誰も、災害津波でんでんことかと岩手のほうで言っているのだけれども、まず第一に逃げろと、そういうふうなものからいったら、この1.5メートルの幅なんていうのは、私は全く理解に苦しむんです。用地の取得がどうこうと言っていますけれども、やっぱり自分たちの地域のところで、こういうふうな形で条件整備しますよというふうな形で説明したら、理解してもらえるのではないですか。全然そういうふうなものの現場の状況把握がなされていない。やっぱり、私は広すぎて狭くしてくれというならわかるけれども、いいんじゃないですか、広くしてやって。だから、さっきも言ったように、日中だけで災害が発生するわけではないわけですから、夜間だなんて1.5メートルだったら、何人動けますか。そういうふうなことを考えれば、やはり少なくとも軽自動車なり、ワゴン車等が緊急時何人でも乗せて動けるんだというふうな幅員をちゃんと確保すべきだと。今調査設計の段階ですから、見直しも私は可能だと思う</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>ので、ぜひこの部分については、基本的なものを頭に入れて、設計の見直しを作成する際に、ぜひこの4路線の4カ所の部分で、2本はスロープになると思いますけれども、最低スロープについては3メートル以上の部分を確保できるような計画を立ててほしいと思います。</p> <p>最終的に、この4本のうちのここは階段だよ、ここはスロープですよというふうな判断は、担当者がやるんですか、町長がやるんですか。</p> <p>町長。</p> <p>それでは、お答えします。</p> <p>階段、スロープ等の構造に関することは、今後実施設計において現地調査を行い、適切な工法を選定していくこととなると思います。担当職員あるいは設計業者等の判断、あるいは町内会の方々との相談になると思います。</p> <p>以上です。</p> <p>3番。</p> <p>あらゆる場面を想定した形で、ぜひ計画作成については当たってほしい。そしてまた、やはり災害については、特定地域ではなくて、今被災を受けた地域横並びでちゃんと考えてほしい、捉えてほしい、対応してほしいというふうなことをお願いして、一般質問を終わります。</p> <p>これで3番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で一般質問を終わります。</p> <p>お昼のため、1時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時10分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時30分)</p> <p>日程第2、報告第3号、平成24年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	
	<p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	

<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>報告第3号につきましてご説明申し上げます。 議案書の1ページ、2ページをお開きください。</p> <p>本件は、平成24年度と25年度の2カ年の継続事業であります2款総務費、町勢要覧作成事業につきまして、平成24年度の支出予定額のうち、当該年度で支出しなかった事業費を平成25年度へ繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告をするものであります。</p> <p>その内容は、2カ年の継続費の総額が491万円、平成24年度の予算現額が245万5,000円で、69万3,000円を支出したため、残りの176万2,000円を平成25年度へ繰り越したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>3番、平野です。</p> <p>この計算書について、当初491万円のものが245万円予算計上額となっていますけれども、その中で24年度の支出済みが69万3,000円、2カ年事業というふうなことで、財源もそれなりに繰り越しになっていますけれども、この減ったというのはどういうふうな理由なのか。それから、この町勢要覧の作成するその周期、それがいいのか。この2点お伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>総務課長。</p> <p>平野議員にお答えをいたします。</p> <p>24年度の支出済額、これが24年度の予算額に対して減った理由ということが第1点目でございますが、これにつきましては、町勢要覧の内容として、当然その要覧のデザイン、それから</p>

		<p>印刷データ作成、企画政策、あるいは写真撮影等々の作業があるわけですが、初年度であります24年度においては、9月の契約ということでございまして、それからさまざまな作業が開始されたということで、それぞれの出来高に応じて、その業者のほうから請求があった分が、この69万3,000円という額でございますので、残りの額につきましては、平成25年度に繰り越しをしたということでございます。</p> <p>それから、作成周期につきましては、明文で何年に1回というものはないんですが、大体従来は3年、4年あるいは5年ぐらいに1回は、基本的には町長の任期中には1回を発行してきたのではないかなというふうに考えております。そのような形で、書き物としての基準はございませんが、ただいま申し上げましたような周期で発行してきているところでございます。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>3番。</p> <p>今の説明ですと、実際にその要覧作成の時期というのが、周期も決まっていないようですけれども、実際にその町長の任期在任中につくるというふうなことであれば、私はもっと早くつくればいいのではないかと。来年選挙があって、その選挙後にこれは完成するわけでしょう。そういうふうなことを考えれば、本来今年度完成させてしかるべき業務ではないかと私は思うんですけれども、この辺の見通しはちょっと甘いのではないですか。もう1回確認します。</p> <p>総務課長。</p> <p>議員ご指摘のとおり、確かにもう少し早目に着手できればよかったのかなという思いは私もございますが、ご存じのように成田町長就任して、その年度末に東日本大震災というものもございまして、実際のところはなかなかそちらまで配慮して対応する余裕がなかったというのが現実のところかなと思っております。それで、完成につきましても、できればなるべく早く、年内に完成をさせたいなと思って、今作業を進めているところでございます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長 (松林由範君)</p>	

質疑	佐々木議長	以上です。
	3番 (平野敏彦君)	3番。  これらの部分については、その計画立案時点で、やはり今話している町長の任期を考えたとき、ぎりぎりになって作成をする、そして町民に配布する、その配布時期が本当にタイミングが合っているのかどうかというのは、私は本当に疑問を感じます。理由、災害とかそういうふうなものは突発的な部分で、確かに業務はふえるわけですがけれども、実際に、でもこういうふうな事務作業の流れというのは大方わかっているわけです。しかも、この作成については、業者に委託しているわけでしょう。自分たちが資料を集めてやっているわけではない。そういうふうなものからいけば、私は理由が当たらないのではないかと思います。やはり、町長が実際にその選挙前、そのときに配ったりなんかしたら、評価がどうなりますか。誤解する町民も出てくるのではないですか。私はそういうふうな、こういうふうな業務の進め方というのは考えられません。いい意味で解釈する人もいますけれども、私は逆手で解釈する町民がいっぱいふえたら、この町勢要覧の作成というのは、丸つきり町長のためにはならなかったというふうな評価になると思いますよ。その辺を心して、私は事務執行に当たってほしいと思います。答弁は要りません。
当局の説明	佐々木議長 (議員席)	ほかにありませんか。  **なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第3号を終わります。
	佐々木議長	日程第3、報告第4号、平成24年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 (小向仁生君)	報告第4号につきましてご説明申し上げます。 議案書の3ページ、4ページをお開きください。

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長  (議員席)</p>	<p>本件は、平成24年度に繰り越しの議決をいただいております 8款土木費、町道舗装補修事業と、10款教育費、木ノ下小学校 第2体育館建設事業について、繰越額が確定したことから、地方 自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をするもの であります。</p> <p>その内容は、設定額の総額が4億8,657万6,000円に 対し、翌年度繰越額が4億7,901万4,000円となり、そ の財源内訳は、国・県支出金が5,572万8,000円、地方 債が3億9,320万円、一般財源が3,008万6,000円 となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第4号を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第4、報告第5号、平成24年度おいらせ町一般会計事故 繰越し繰越計算書についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>報告第5号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の5ページ、6ページをお開きください。</p> <p>本件は、6款農林水産業費、漁船漁業復興事業費補助事業と、 同じく6款農林水産業費、漁船・漁具購入事業費補助事業が、震 災後の需要の増から全国的に資機材の調達が難しく、漁船・漁具 の生産がおくれ、平成24年度内に事業が終わらなかったため、 やむを得ず翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第15 0条第3項の規定に基づき報告するものであります。</p> <p>その内容は、支出負担行為額1億6,066万1,931円の うち、5,744万4,595円を翌年度へ繰り越したものです。</p> <p>その財源内訳は、国・県支出金が4,923万8,225円、</p>

	<p>佐々木議長</p>	<p>一般財源が820万6,370円となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番、平野です。</p> <p>この一般会計の事故繰越計算書の扱いですけれども、私はこの事故繰越というのは、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を行わなかったものについては、翌年度に繰り越しして使用できるとありますけれども、私は事故繰越の場合は、たまたま避けることのできない事故、災害のために、年度内に経費の使用が終わらない場合と、こううたってあるわけで、確かに災害によってこの事業があるわけで、これは災害が発生してから2年たっているわけです。ここの説明のところによる資機材の調達に難しいとか、こういうふうなものというのは、あらかじめ注文して災害に遭ったわけでも何でもありません。本来は、これは事故繰越より、明許とかそういうふうな形での扱いになるべき事案ではないかと思いますが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>質問にお答えいたします。</p> <p>この事故繰越し繰越計算書なんですけれども、この2つの事案につきましては、平成23年の12月に予算化し、24年度に明許繰越を行っております。その関係上、24年度でこの事業が完成するというふうに見込んで明許繰越を起したところ、さらに先ほど言いましたように、全国的に資機材の調達に難しいというふうなことで、漁船の生産がおくれているというふうなことから、事故繰越というふうなことで処理をしたものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>1回明許繰越をしたから、今度は事故繰越になるというふうな理解、私はちょっと、そもそも事故繰越の定義からすれば、本当にこれでいいのかなど。前の財政担当課長からも見解をお聞きしたいと思いますが、これで間違いございませんか。前の担当課長、いないか。私は、この見解は本当に正しいのかどうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩 午後 1時44分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を再開いたします。</p> <p>(再開 午後 1時45分)</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>この事故繰越なんですけれども、本来は明許繰越でやるべきではなかったのかというふうなご質問ですが、明許繰越ということになりますと、9月もしくは12月、3月の時点の議会において明許繰越の予算計上をしていくというふうなことになりますので、それが見込みが24年度で終了するという見込みのもとに事業を進めておりましたので、それがどうしてもできなかったというふうなことで、やむを得ず事故繰越というふうなことにしたということであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の説明だと、私はちょっとこの事故繰越の定義を聞いているわけで、やはり私はそれだと、できなかったから事故繰越というふうなものは、答弁は合っていないのではないかと。さっきも言ったように、事故繰越については災害とかそういうふうなもののために、例えば予算で定める必要はないと書いているんです。町長が、災害が発生して、予算編成とかそういうふうなものよりも、町長が独自で設定して事故の対応をしていくというふうなための事故繰越というのがあるわけで、事務処理の見込みが狂ったか</p>

		<p>ら事故繰越だというふうな理由は、私はちょっと理解できません。本当にこれで正しいというふうなものであれば、私はしかるべき県とかそういうふうな部分から確認をして答弁をいただきたいと思います。</p> <p>佐々木議長 暫時休憩いたします。 (休憩 午後 1時47分)</p> <p>佐々木議長 休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午後 2時07分)</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。 農林水産課長。</p> <p>農林水産課長 (泉山裕一君) 質問に対してお答えいたします。 今回の事故繰越の対象なんですけれども、新造船1隻、あと定置網2カ統という形になっております。先ほども繰り越しの理由をご説明したとおり、新造船に関しては、数多くの復興船ばかりでなく、通常の船での要望もあったことから、生産がかなり膨大になったということでおくれを来しているという理由になっております。定置網に関してみれば、網の材料の確保にもかなり苦慮したという話と、あと網を仕立てるといのは特殊な作業になっておりますので、ちょっと人員の増加が見込めなかったという部分でおくれを来しております。それらのことで、県のほうに平成25年の2月5日に、予定期間内、24年度内で完了が困難になったということで、繰り越しに伴う申請を行っております。この申請に対して、県のほうでは、25年の3月29日付で繰り越しの承認を受けております。 以上です。</p> <p>佐々木議長 企画財政課長。</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君) ただいま農水のほうから理由を申し上げましたけれども、それでは会計法上の関連についてはどうなのかというふうなことなんですけれども、ただいま言いましたように、県の補助金が入っております。先ほど言いました県のほうから聞いて、このような繰り越しを行ったということなんですけれども、その繰り越し</p>
答弁		
答弁		

質疑	佐々木議長	<p>の仕方において、先ほど私は明許繰越が2回も3回もできるようなニュアンスで言いましたけれども、明許繰越は1回1年度のみしかできないというふうなことになりますので、その後の繰越しということになりますと、当然事故繰越しが存在しないということになります。そういう意味で、ただいま県のほうに問い合わせしましたところ、制度上その方法によるしかないというふうな回答を得ましたので、この事故繰越でもって今回報告するものがあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>3番。</p> <p>実際に、確かに災害関連で発注し、そしてまた納期がおくれているというふうな部分になると思いますけれども、実際にその3月、これを見ますと2月5日で県のほうに繰越し申請をしているわけですが、先回の繰越しをした時点で、大体完成時期とかそういうふうなものめどというのはつけられなかったのかなというふうな、私は差し迫ってきてから事務処理をしているのではないかと。もっと前に、その発注したところとかそういうふうな状況を把握したら、また対応が違っていたのではないかなと思いますけれども、やはり事務的に進め方とすれば、私はこの今の説明でいったら、ぎりぎりになって県のほうに申請をする、県から回答が来たのが3月29日、こういうふうな事務処理をして、せっぱ詰まった形で今の6月で専決処分として出してくる。だから、専決については、3月も言ったように、町長の専権事項けれども、議会とのさまざま協議もこれから法改正があつてしなければならぬ、これだと全然そういうふうな協議も何もしないで提案しているというふうなことで、議長と実際相談したかというふうなことであれば、私は議長と相談していないなというふうな気がするんです。ですから、その辺専決については慎重に対応してほしいし、法的な改正のある部分も理解して事務処理に当たっていただきたいというふうなことで、答弁要りません、終わります。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませぬか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>

当局の説明	佐々木議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第5号を終わります。
	佐々木議長	日程第5、報告第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。
	税務課長 (松林光弘君)	それでは、報告第6号についてご説明申し上げます。 ページは7ページから10ページになります。 本件は、所得に応じた均等割額または世帯割額の軽減について、軽減の対象を判定する基準額を算定する場合、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者、いわゆる特定同一世帯所属者を、その算定上含むこととする措置を、移行後5年目までの間に限るとしていた要件を撤廃し、恒久的な措置とするもので、現行と同様の軽減措置を受けることができるようにするものであります。 また、後期高齢者医療制度への移行により、単身世帯、いわゆる特定世帯になる者について、世帯割額を最初の5年間を半額とする現行措置に加え、さらに引き続き3年間4分の1軽減するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長  (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 <b>**なしの声**</b>
	佐々木議長  (議員席)	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから報告第6号について採決いたします。	

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。	***なしの声***
	佐々木議長	日程第6、報告第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、おいらせ町町税条例の一部を改正する条例についての承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。	
	税務課長 (松林光弘君)	それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。 ページは11ページから18ページになります。 本件の主な内容についてご説明申し上げます。 まず、初めに、現在の低金利の状況を踏まえ、国税の見直しに合わせ、地方税に係る延滞金及び還付加算金の利率を、当分の間引き下げるものです。具体的には、現時点では、納期限の翌月から1カ月間の4.3%の部分は3%に、1カ月経過後の14.6%の部分は9.3%に、還付加算金4.3%の部分は2%に改正するものであります。 適用時期は、平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金等となります。 次に、個人住民税における住宅ローン控除について、平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、所得税から控除し切れなかった場合の控除限度額を拡充するものであります。また、東日本大震災により滅失した居住用家屋の敷地を相続人が譲渡した場合、その譲渡を長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けられることにしたものであります。 以上で終わります。	
	佐々木議長  (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	***なしの声***

当局の説明	佐々木議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから報告第7号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。	
	佐々木議長	日程第7、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。 本件は、おいらせ町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 税務課長。	
	税務課長 (松林光弘君)	それでは、報告第8号についてご説明申し上げます。 ページは19ページから21ページになります。 本件は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の不均一課税に伴う省令の一部改正に伴い、町税条例の関連する条文について所要の改正をするものであります。 その内容として、特別措置の適用期限を平成27年3月31日まで2カ年延長するものであります。 なお、この条例が適用される場合は、3年間にわたり段階的に固定資産税の税率を変えて課税するものであります。 以上で説明を終わります。	
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席)		***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、本件についての質疑を終わります。	

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第8号について採決いたします。</p> <p>本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第8、報告第9号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、上北地方教育・福祉事務組合格約の変更について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	<p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p>	<p>それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>本件は、児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、組合格約の一部に変更が生じたため、組合格約第3条の表の中の名称「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害者施設」を「障害者福祉サービス事業を行う事業所及び障害者支援施設」に、また、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変更したものであります。</p> <p>施設名の変更については、障害種別に分かれていた施設体系を一元化し、重複障害等への対応強化と自立に向けた計画支援、障害福祉サービスを図ることを目的に改正され、法律名の変更については、障害者及び障害児が自立した日常生活及または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかわる給付、支援を行い、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に改正されております。また、新たに障害者の範囲に、難病等や重度訪問介護の対象者拡大などが加えられております。</p> <p>なお、今回の施設種別の変更によりまして、組合の施設種別の</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>名称が変わっております。知的障害児施設として開設されたもみの木学園は障害児入所施設に、知的障害者施設として開設されたからまつ寮、ぎんなん寮は障害者支援施設に、同じく知的障害者施設として開設されたもくもくにつきましては、障害福祉サービス事業を行う事業所に、それぞれ施設名が変更されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>この件については、先般デーリー東北に、議案放置、上程できずというふうなことで、副町長の陳謝の記事が載っておりますけれども、これらについて事務処理の方法についてお伺いしたいと思います。</p> <p>これについては、平成25年1月25日の福祉事務組合の理事長名で文書がおいらせ町に発送されておまして、中身的については、議案書の案、新旧対照表、組合規約というふうなことで、資料がそういうふうになっているわけでありまして、これからどういふふうな形で担当課のほうにこの書類が回ったのか、まずお伺いしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>組合から来ましたこの改正の文書につきましては、介護福祉課で文書を受け付けし、課内で回覧をし、そしてそれがそのまま決裁後、担当者ところで保管されていたというふうなことであります。</p> <p>3番。</p>

質疑	3番 (平野敏彦君)	これを見ますと、議案書という案というふうなことで出ているわけで、本来文書の收受というのは、一括で收受していませんか。直接担当課のほうに文書が行くようになっているんですか、この郵便物は。このところが、じゃあ各課に直接文書が配付になっているんですか。今の説明ですと、そういうふうな理解をされますけれども。間違いありませんか。
	佐々木議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (松林泰之君)	お答えをいたします。 今その文書は手元がないのであれですけれども、私が見た記憶として、介護福祉課のほうで受け付けされていたというふうに私は記憶しております。
	佐々木議長	3番。3回目です。
質疑	3番 (平野敏彦君)	その郵便物が、例えば総務なら総務に1回届くのではないですか。その中で仕分けをされて、各課に配付になっているのではないか。今課長の答弁ですと、自分のところに直接来たような答弁ですけれども、それで間違いありませんか。
	佐々木議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (松林泰之君)	お答えいたします。 大変失礼いたしました。一旦課に来る文書につきましては、総務のほうでそれぞれ各課の文書を分類し、そして課のほうにそれぞれ送致されるというふうなことになっております。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席) 佐々木議長</p>	<p>これから報告第9号について採決いたします。 本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 <b>***なしの声***</b> 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長  企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>日程第9、報告第10号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)についての承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。  報告第10号につきましてご説明申し上げます。 25ページ、26ページをお開きください。 本件は、平成24年度おいらせ町一般会計補正予算(第8号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、去る3月29日付をもって専決処分を行ったもので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。 その内容は、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,997万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,183万3,000円としたものであります。 また、32ページ、第2表地方債補正につきましては、事業費の確定により5件の限度額補正を行ったものであります。 それでは、別冊となっております一般会計補正予算(第8号)に関する説明書により、補正予算の内容につきましてご説明申し上げます。 まず、歳出の主な内容につきましてご説明申し上げます。 17ページから19ページにかけての2款、総務費は、おいらせブランド推進支援事業費補助金184万6,000円、機器保守委託料301万5,000円の減額などにより、1,329万円を減額したものであります。 19ページから22ページにかけての3款、民生費は、通所サービス等利用促進事業給付費306万円、子ども医療助成費330万円、ひとり親家庭等医療費給付費600万円の減額などによ</p>

		<p>り、3, 593万7, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、22ページから23ページにかけての4款、衛生費は、乳幼児等予防接種委託料500万円、十和田地域広域事務組合じん芥処理費負担金352万3, 000円の減額などにより、986万5, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、23ページ、5款、労働費は、災害に強いまちづくり調査研究事業委託料150万円、緊急雇用奨励金135万円の減額により、285万円を減額したものであります。</p> <p>次に、23ページから25ページにかけて、6款、農林水産業費は、カメムシ防除対策事業費補助金80万5, 000円、野菜集出荷貯蔵施設整備費補助金100万円の減額などにより、204万4, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、25ページ、7款、商工費は、商店街活性化イベント事業費補助金50万円、小規模事業者再建支援事業費補助金77万5, 000円の減額により、127万5, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、25ページから27ページにかけての8款、土木費は、町道整備工事費368万6, 000円、土地購入費1, 536万1, 000円、立木等補償費643万4, 000円、災害公営住宅建設工事費254万6, 000円の減額などにより、3, 683万4, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、27ページから28ページにかけての9款、消防費は、自主防災組織育成支援助成金279万9, 000円、生活・経済活動復興支援助成金736万9, 000円の減額などにより、1, 315万9, 000円を減額したものであります。</p> <p>次に、29ページから30ページにかけての10款、教育費は、木ノ下小学校第2体育館建設工事施工監理委託料756万2, 000円、下田中学校屋外教育環境整備工事費295万円の減額により、1, 476万4, 000円を減額したものであります。</p> <p>なお、全款にわたり、事務事業の精査と事業費の確定により減額していることを申し添えます。</p> <p>以上が歳出であります。</p> <p>続いて、歳入に移ります。戻っていただいて、3ページをお開きください。</p> <p>収入の主な内容につきましては、1款、町税は、1, 650万</p>
--	--	--

	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p>	<p>円を増額したもので、内訳といたしまして、1項、町民税及び2項、固定資産税等の決算見込み額により増額したものであります。</p> <p>次に、4ページになります。2款、地方譲与税は、645万8,000円を減額したもので、1項、地方揮発油譲与税及び2項、自動車重量譲与税の交付額が確定したことにより、減額したものであります。</p> <p>同様に、6ページ、6款、地方消費税交付金の1,404万円、7款、自動車取得税交付金の826万5,000円につきましても、交付額が確定したことにより増額したものであります。</p> <p>次に、7ページ、10款、地方交付税は、1億2,262万2,000円を増額したもので、交付額が確定したことにより特別交付税を増額したほか、東日本大震災の被災団体に交付されます震災復興特別交付税を増額したものであります。</p> <p>次に、9ページ、14款、国庫支出金、10ページにまいりまして、15款、県支出金につきましては、決算見込み額により増減補正を行ったものであります。</p> <p>次に、13ページ、18款、繰入金は、9,120万4,000円を減額したもので、特定目的基金につきましては、それぞれの基金を充当した事業費の確定により減額したものであります。</p> <p>次に、14ページをお開きください。</p> <p>21款、町債は、地方債借入額の確定により1億6,800万円を減額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入について質疑を行います。</p> <p>第1款、町税から第13款、使用料及び手数料までについての質疑を受けます。3ページから8ページです。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>それでは、3ページの町民税の法人分、トータルで790万1,</p>
<p>質疑</p>		

答弁	(平野敏彦君)	<p>000円、滞納繰越が30万6,000円、その下の町税のほうの固定資産が834万9,000円、現年度分、滞納分それぞれふえております。この増となったのは、滞納繰越は徴収に努力したというふうなことで理解できますけれども、今のこの部分で、現年課税分だけで約900万円近い額がふえましたけれども、この理由をお聞かせいただければと思います。</p> <p>それから、4ページ、5ページでは、地方譲与税が減額の中で、揮発油税と重量税が減って、6ページでは逆に自動車取得税交付金が826万5,000円増になっていますけれども、この関係はあるのかどうか、これは多分別々でそれぞれ減、増になったと思います。ここのところ説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、7ページの地方交付税が1億2,262万2,000円補正になっていますけれども、この交付額の確定がいつなのか、もっと早目に補正計上をしたら、いろいろな意味で財源の充当も違って来たのではないかと思います。ここのところ説明をいただきたいと思います。</p> <p>それから、あわせて7ページの分担金、負担金の保育料の滞納繰越分93万8,000円が収入になっていますけれども、実際にこの保育料の、本来予算1億5,400万円とっていますけれども、その未納になっている今年度見込みが大体どのぐらいになるのか。この額がもし早くできるのであれば、もう3月過ぎていきますから、お知らせをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
	税務課長 (松林光弘君)	<p>それでは、お答えします。</p> <p>3ページの法人分、現年課税分の増の理由についてですが、均等割額、法人税割額とも増額しております。これは、あくまでも法人税割は申告制になっておりまして、年途中において申告に基づいての計上となりまして、実際法人数については8社増加しております。また、法人税割については、多分景気の向上により、その法人税割にタイアップした町の税金となりますので、そちらの影響もあるかと思っております。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>それから、固定資産税の増額については、これは本来であれば、ことしは評価がえにより、実際前年度よりは収入は下がっております。ただ、今回の500万円の計上は、現計予算に対して決算見込み額を差し引いた額が増となりましたので、計上ということになります。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>ページを追って説明いたします。</p> <p>まず、4ページの地方譲与税の揮発油譲与税の関係ですけれども、この交付される時期なんですけれども、6月、11月、3月と3回に分けて交付されます。この譲与税につきましては、23年度の決算よりも若干の伸びを見込んで予算計上いたしましたけれども、結果として23年度と同額程度となったため、今回減額補正を行ったものであります。</p> <p>次に、同じく地方譲与税の自動車重量譲与税につきまして、5ページになりますけれども、これにつきましても交付時期が6月、11月、3月と3回に分かれます。これも同じく、23年度の決算より落ち込みを逆に見込んで計上しておりましたが、結果としてさらに落ち込みが大きかったというふうなことで、減額の補正をしたところであります。</p> <p>次に、6ページ、7款、自動車取得税交付金なんですけれども、これも同じく年3回の交付であります。ただ、時期が8月、12月、3月とずれ込んでおります。これも、平成23年度と比較して、落ち込みを見込んで当初予算を計上しておりましたけれども、結果的に予算よりも伸びたために、増額の補正を行ったということでもあります。</p> <p>それから、地方交付税の特別交付税の関係ですけれども、県内の状況なんですけれども、平成24年度の青森県の総額が276億1,200万円で、前年度に比べて139億4,300万円ほど減額となっております。うち、市町村分の配分額ですけれども、236億3,600万円で、前年度に比べて25億1,900万円の減となっております。それを受けて、3月期に交付されました特別交付税についても、この分の当町分、減額になったというふう</p>
-----------	--	--

		<p>なことであります。ただ、これについては、3月期が3月22日の交付日となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>町民課長。</p> <p>それでは、7ページ、分担金及び負担金の保育料滞納繰越分についてご説明申し上げます。</p> <p>ここに掲載してありますのは、過年度分の滞納分ということで、未納額が583万7,000円となっております。また、平成24年度の現年度分につきましては、323万9,000円の未納となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (柏崎正光君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>先ほどの答弁、説明に間違いがございました。訂正いたします。7ページの地方交付税の特別交付税なのですが、県それから市町村分減ってございましたけれども、当町においては、23年度当初において、減るといふような予想でもって減額をして予算を立てておりました。その関係上、逆に結果として予算よりも伸びたために、1億1,600万円ほどの金額が増額になったということであります。訂正いたします。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>答弁漏れはないですか。3番。</p> <p>税のほうについては、本当に法人税割で景気が上がったのかなというふうなのは、私はどうかなというふうな思いですけども、実際には額がふえているというふうなことから、当町にあってはそういうふうな状況になるのかなというふうな形で理解をいたします。</p> <p>今、全体的に報告を受けまして、7ページの交付税のところですが、3月期に交付になるというふうな、特別交付税については、その前に決定額というのが、多分新聞を見ますと、もっと早い時期ではなかったかなと。特別交付税の本県分幾らというふうなの</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>をみますと、それから見ますと、3月22日に交付されているわけですから、額の確定というのはもっと前ではないですか。ここをもう1回確認します。</p> <p>それから、保育料のところ、同じページですが、この過年度分だったら過年度分というふうな形で、その滞納繰越分のところが出てくるのではなかったかなというふうな、現年だけでいいんですか。そこのところをひとつお願いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>地方交付税、特別交付税の通知の時期なんですけれども、先ほど言いましたように、3月22日が交付決定となっております。現金の入るのは、その後になりますけれども、22日でもって文書が来ておりますので、それに基づいて、このような専決を行ったということであります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (柏崎正光君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>町民課長。</p> <p>ここに掲載しておりますのは、滞納繰越分だけでございます。現年度分につきましては、5月末で締めますので、決算のほうで報告いたします。今、私が先ほど説明いたしましたのは、私のほうで把握している額を報告したものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第13款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第14款、国庫支出金から第21款、町債までについての質疑を受けます。9ページから15ページです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番</p>	<p>私は、13ページの繰入金のところ、ちょっと確認をしたい</p>

	(平野敏彦君)	<p>と思いますけれども、これは資金繰りの関係で、当町の場合ですと、財源を基金を取り崩して充てて、財源が入ってきたりなんかすれば戻し入れをするというふうな手法をとっているというふうに理解をしますけれども、この目的基金については、ある程度会計のほうのプールした資金で流用することによって、低金利ですけれども利ざやを稼げるのではないかというふうに私は思うんですけれども、本来その事業には、なぜ財源がないというふうなことで取り崩しをして、最後に戻し入れをする、そういうふうな形をしなければ資金繰りができないのかどうか、ここをお聞かせいただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>ただいまの質問に関しましては、予算をつくる段階において、どうしても不足額、それに目的となる補助金、交付金等が該当にならないのであれば、どうしても歳入不足が生じますので、その際にそれぞれの基金から取り崩して充当しているというふうな状況にあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>3番。</p>
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>この会計は単年度会計ですから、本来その目的を持って基金を積み立てをして残しているわけですから、簡単にその財源がないからこういうふうな形で取り崩しをして充当して、もし本来計画した部分が入ってこなければ、この基金は戻し入れをしないで一般財源で使ってしまうというふうなことで解釈していいんですか。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
答弁	企画財政課長 (小向仁生君)	<p>お答えします。1目の財政調整基金に関しては、そのような目的で積み立てておりますことから、これは何ら、不足が生じた場</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>合にはこれを取り崩して充当してよろしいかと思ひます。ただ、次からの目的基金に関しては、それぞれの目的に応じて取り崩していくのが本来の姿であるというふうに思っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>3番。</p> <p>会計課長からお伺ひしますけれども、予算的には確かにつじつまを合わせるには、財源をちゃんと確保しなければ予算計上できないわけです。それはわかります。ただ、私は本来この部分というのは、そこの積み立てをしておいて取り崩しするために、目的を持って設定したものではないというふうに理解するんです。ですから、確かにその事業もやるわけですが、では財源はあって、その予算計画を立てるわけですが、本当にこの繰入金が入らない、トータル的に1億3,600万円、この財源というものの補填というのはどういうふうな形で見込んでいるのかも、ちょっと私は理解できないんですけれども、ただこの会計上、一般会計を管理する会計課長から聞きますけれども、支払い、そういうふうなもの、工事費、さまざまなものの資金運用する際に、こういうふうな形で資金の充当をしなければ金が回らないというふうなこともありますか。それをまず会計課長から1点。</p> <p>ですから、あとはこの手法で予算処理はいいのかという、私は本当に、本来そこに積んでおけば、それなりに利ざやを稼いでパイを膨らます部分があるんですけども、それらを取り崩してどういうふうな形で基金管理をしているかも、ちょっとここを確認したいと思うんです。手をつけなければ、それなりに元金そういうふうなものが運用されて、利子収入があるわけですが、見れば非常にこういうふうに取り崩しをして、またさらにそこに1年たてば返しているような形で、ちょっとその辺どうでしょう。会計課長と担当課長、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>会計管理者 (柏崎尚生君)</p>	<p>会計管理者。</p> <p>今の質問にお答えします。</p> <p>全体的に資金が足りないのかどうかという部分のみになりま</p>

		<p>すけれども、通常の支払等であれば、基金そのものを必ず崩して払うということは、今のところはないです。ただ、それぞれの基金、目的に応じての基金がありますので、それはそれぞれの会計処理をする必要が、ある部分では当然崩していくのかなと思っております。今のところは、財政調整基金の部分では、一般会計の部分ですので、その部分ではどうしても足りないかどうかということになれば、その少なくなる時期はありますが、24年度にあつては、通帳のほうが本当にゼロに近くなったという状況ではありません。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>答弁漏れありませんか。企画財政課長。</p> <p>今の財政調整基金の関係はよろしいかと思えますけれども、次の2、4、5目の目的の基金の関係については、それぞれ予算において歳出でこの分の事業を行うというふうなことで、この基金を充当しておりますので、その歳出の予算が使われなかった、残った、もしくはそういう場合には、当然充当金額もその旨基金のほうに戻し入れというか、使わなかったので歳入を減額するというふうなことでよろしいかと思えます。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第14款から第21款までの質疑を終わります。</p> <p>以上で、歳入についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出について質疑を行います。</p> <p>第1款、議会費から第5款、労働費までの質疑を受けます。17ページから23ページまでです。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p>
質疑	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>それでは、18ページ、2款2項3目の機器保守委託料が301万5,000円減額になっていますけれども、これは契約によってやっているのではないかと思いますけれども、その減額にな</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向仁生君)</p>	<p>った理由をお伺いしたいと思います。</p> <p>あと、5款のところですが、緊急雇用奨励金が135万円、これは申し込みがなかったのかなというふうなことで、それから、その上の委託料、まちづくりの調査研究事業150万円、これも減額になっています。これらの減額になった理由をお伺いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>18ページの企画費の情報政策費の中の機器保守委託料301万5,000円の減額でありますけれども、毎年のごとなのですが、コンピューターのソフト、ハードを含めたトータルサポート料として予算を950万円ほど当初見込んでおりましたが、入札の減によりまして、この301万5,000円を減額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり 防災課長 (中野重男)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>23ページの災害に強いまちづくり調査研究事業業務委託料につきまして回答いたします。</p> <p>この事業につきましては、24年度の当初予算で予算計上させていただきましたが、その後の詰めの折衝の復興庁の中で、23年度の3月補正にて3,000万円、復興交付金事業で復興地域づくり調査事業という形でやってはどうかという強い指導をいただきました。その中に、内容を極めて充実させてやるべき事業であるので、復興交付金事業としてやれという指導があったもので、同事業は防災安全推進室で要求したところでございます。ただ、多忙を極めた結果、予算科目で労働費であったために、私のほうの失念で減額補正をするべきところを失したということで、今回専決させていただいたという内容でございます。</p> <p>以上です。</p> <p>商工観光課長。</p>

答弁	商工観光課長 (澤田常男君)	<p>それでは、緊急雇用奨励金（復興分）の減額についてご説明いたします。</p> <p>この緊急雇用奨励金の復興分につきましては、24年度で10名の予定で積算しておりましたが、実質6社9人で支出が完了しておりますので、不用額の分につきましては減額しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	3番。
質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>入札の減であれば、私は今この専決前に処理すべきものではなかったかなというふうな、もうその前に入札しているものについては、12月議会なり3月議会で本来対応すべきではないかと。それと、5款、労働費についても、もっと前に対応しておけばよかったのではないかなというふうな気がすると同時に、事務的にチェック機能が甘いなというふうな気がします。</p> <p>私は、関連の部分で、この前のデリーに載った社協の不明金の新聞の記事について、ちょっと確認をしたいと思うんですけども、5月29日の北向会長辞任の意向というふうな部分について、真意を町のほうで確認しているかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>副町長。</p>
答弁	副町長 (西館芳信君)	<p>北向会長の辞職に関する気持ちにつきましては、もっと早い時期から、ある程度の見通しがついたら、それなりに自分は辞したいんだというふうな思いを聞いております。ただ、それまでは責任を持って、責任逃れだというふうなことは言われたくないというふうにははっきりと言っているのを聞いております。</p>
	佐々木議長	介護福祉課長。
答弁	介護福祉課長 (松林泰之君)	<p>お答えいたします。</p> <p>記事の確認の関係については、確認はしておりません。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>聞き方を変えて、私は先般の一般質問の中で、近い議会で、その社協に対する補填の方法、そういうふうなものについては、社会福祉協議会の理事会なり会議の中で議題として議論して、町に報告すべきというふうなことで話をし、町長も同じような考えだというふうなことで確認をしておりました。これを見ますと、会議が開催された後に、この社会福祉協議会の使途不明金問題で、北向会長が社協や町に対して、その結果判明後に辞任する意向を示したというふうに書いてあります。結果が判明ということは、いつになるか私はちょっとわかりませんが、ただ私が先般言っている補填方法については、総額2,154万円がもう決まっているから、どういうふうな責任をとってそれを補填するか、理事が、役員が幾ら、三役が幾ら、そういうふうなパーセンテージでも町に報告をすべきではないかというふうなことで、ぜひこの社協の理事会で議論すべきだというふうなことで提案をしてあったわけですが、実際開催された、この記事によれば、それらが全然議題となっていない。私は、なぜ議題にしないのかなど、本当に町からの指示をちゃんと真摯に受けとめているのかなというふうな気がするわけです。会長の辞任の意向についても、三沢署による捜査の結果が判明後ということは、判明するまで何年、3年かかれば3年間そのまま継続してその役にとどまるというふうな理解なのか。今現在、町の社協の会費、それがほとんど納まっていないと思うんです。本来、町内の全世帯が会員になっているんですけれども、そういうふうな会員が会費を納めない、では会員の資格を失うのかどうかというふうなのが私は疑問を感じているわけです。ですから、これらについて、議会があるたびに私は聞いているんですけれども、その間の対応というのは全くなされていないのではないかと。ですから、この辺町としてどういうふうな指示をして、理事会の案件にして討議しなさいというふうな指導をしているのかどうか、その辺もぜひお聞かせをいただきたいし、いつまでもそのまま役員にとどまってもいいんだというふうな思いがあるのか。私は今実際にこう見ると、県内の不祥事件というのはいっぱいあるわけです。ですから、そうい</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (西館芳信君)</p>	<p>うふうな部分については早期に解決をする、おいらせ町のイメージアップを図る、そういうためには、いつまでもこれを延ばしておくことは、町にとってもいい意味でマイナス要因だけがふえていくというふうなことで感じておりますので、この件について、もうちょっと町としての対応部分、お答えをいただきたいと思えます。</p> <p>副町長。</p> <p>まず、最初に新聞の確認ということでしたが、北向会長が辞任するとの思いは、ずっと継続して同じだということで、別にその記事が出た段階で、少なくとも私のところでは前と同じだということ、北向会長から確認する必要があると感じたわけではなかったので、そのようにしたということでございます。</p> <p>次に、町がそれなりの指導をしているのかということですが、実は全協の際に、皆さんにある程度のものを説明してもらおうかなというふうなことで、私どもから働きかけはしたんですが、いろいろ今、捜査も山場にきておるようです。正直言って、その展望、そして今後どういうふうな刑事裁判、民事裁判、あるのかなのか、そういうふうなところまでの見通しも聞いてはおります。ただ、あくまでもまだ捜査が終結していないということで、なるべく外には出さないでくれというふうなことで、その時期だとかそういうことについては話されておりますので、抑えておりました。いずれにしましても、警察の捜査がはっきり終わらないと、これもそんなに長くはかからないというふうな思っておりますが、終わらないと、その責任がどこにあるかと、誰が一番あるのか、どの程度あるのかということが、ある程度つけることができないものですから、それによって社会福祉協議会の責任もまた、相手があって膨らむか、小さくなるのかというふうなことで、今のところ、集まらなかったらこういうふうにして回収に努めてほしいというふうな思いは話してありますけれども、何%とかなんとかというそういうところまでは、こちらで話すわけにはいかないものですから、最後回収する方法はこういうふうにしてやったらいいのではないかとというふうなことについては、これはもうはっきりと話はしております。ただ、ここでこういう</p>
-----------	-------------------------------------	---

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>ふうに、こうでこうなんだということを言えない事情をお察しく ださい。</p> <p>以上です。</p> <p>済みません、会費については、町内会の席上等でいろいろあつ れきがあるというのは、実際目にしております。その辺のところ は、担当のほうからちょっとできれば。</p> <p>行政推進委員会の席上とか、いろいろ委員のほうから、どうい うふうにして回収するんだ、あるいは今後のいろいろな町内と の、会員からの集め方とかで、いろいろあつれきはあったようで、 そこはそれなりに把握はしておりますが、実際具体的なものとし ては、先月でしたか、文書がそれに関して配られたということは 実際記憶しておりますが、それ以上のことは残念ながら、申しわ けありませんが、今のところ把握していないのが現状でございます。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p> <p>18ページ、2款、総務費、2項、企画費の2番、町活性化対 策費についてですけれども、ハートピア助成金68万6,000 円減額して、その金額そのままハートピア基金積立金のほうへ回 した内容、それから、おいらせブランド推進支援事業費補助金1 84万6,000円減額、次に住民自治組織地域づくり事業費補 助金50万1,000円減額、この3点の具体的な内容をご説明 いただきたいと思います。</p> <p>それから、先ほど3番議員の質問にもありましたけれども、社 会福祉協議会の会費の件、町内会ごとに対応がいろいろばらつい ているとは思いますが。もう町内会あげて、うちは集めないという 町内会もあると聞いております。その辺は、町としても4,00 0万円近い補助金を毎年出している団体のことですので、正確に やっぱり実態を把握しておくべきだろうというふうに思います。 まだ、どの程度なっているのか把握していないという副町長の答 弁がありましたけれども、やはり早急に、今年度は相当会費の収 入が減ることが予想されます。町としてのやはりその辺、社会福 祉協議会に実態はどうなっているかということは聞いておくべ きだというふうに思います。これは意見として申し上げますの</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長  まちづくり 防災課長 (中野重男)</p>	<p>で、町長の見解をお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、20ページの3款、民生費の中の社会福祉費、3目の高齢者福祉費、これに関して、私は3月議会で質問を申し上げました長寿祝い金に関して、もう6月に入りました、例年行われてきた事務の運用をそのまま続けるとすれば、そろそろ住民基本台帳を見て、99歳の方々の中から、来年の3月31日までに誕生日が来る方を拾い出して、長寿祝い金を払う準備を始めるのだらうと思いましたが、3月議会での町の答弁では、条例は改正しないが、運用規則を早急につくって、新年度4月から不公平が生じないように対応するという答弁でございましたけれども、その運用規則、どのようにつくられたのかお聞きしたいと思います。これは、一般質問で質問しましたので、今月議会にそのことが報告事項としてあってもいいのではないかと思いましたが、全く載っておりませんのでお聞きしたいと思います。</p> <p>例年のやり方ですと、この長寿祝い金に関しては、例えば4月、5月に99歳で亡くなった方は、もう住民基本台帳に生存の記録がありませんので、今年度中に100歳なる予定だったとしても、もう対象者から外れるわけです。拾い出しの時点で生存している方には、死亡してからも差し上げるということが過去行われた事実があります。非常に重い問題ですので、町の3月の答弁をどのように実行したのかをお聞きしたいと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いします。</p> <p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、私のほうの分、18ページ、ハートピア助成金、それから住民自治組織地域づくりについて、2点お答えを申し上げます。</p> <p>1点目のハートピア助成金の減額でございますが、事業確定に伴う減額でありまして、当初予定していたまちづくり事業、町内会加入促進事業、原資はオータムジャンボ宝くじですが、その年間500万円の分、総額411万3,000円余りが執行されましたので、残りの分を減額するという内容でございます。</p> <p>次に、住民自治組織地域づくり事業費補助金でございますが、これにつきましては、古間木山地区の事業結成のおくれが2カ月</p>
-----------	---	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (成田 隆君)</p>	<p>分ございまして、6月申請となった分、2カ月分の減額という形になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>町長。</p> <p>社協の件につきまして答弁します。</p> <p>まずもって、去年の、さだかではないですけれども11月か12月の初旬だったと思いますけれども、社協に対する補助金を停止していたものを解除する時点におきまして、社協の会長名で、書類はあるんですけれども、ちょっと確かな名称は、覚書的なものだったんですけれども、社協で全責任を持って返済します、例えば被疑者と思われる方が払えるのであれば、それは優先するでしょうけれども、もし被疑者が定かでない、あるいは返済能力がないというのであれば、社協の役員で払いますというものをいただいているもので、私たちは、あとは今の社協の言葉を信じて、捜査のいかんによってはどうなるのかなという、その捜査の結論を待ちながらと、こう思っております。</p> <p>そしてまた、先ほど平野議員からも、社協の会長がこういう発言をしているのではないかというお話でしたけれども、実はあの時は、東公民館でたしかブランドの総会か何の総会か、私がおりてきましたら、もうある新聞記者が会長さんと話して、記事をとって確かめて、私のところにも、これは本当の話ですかというから、会長が言っているのであれば本当ではないですか、私も余り個人情報的な部分があるもので、それ以上は口を挟むわけにもいかなかったんですけれども、先ほど副町長が言ったように、内々には前にもそういうニュアンスの発言はしておりましたので、そういうことになっているのではないのかなと、別に驚きもしませんでしたという実情ですし、また、会費はしからばどうしているんだという、把握しているのかという話でしたけれども、うちの町内会は全然それには応じませんよという町内会長さんの話も聞いておりますし、またその他、うちは全面的に払っていますよという声は聞いていないんですよ。ですから、大変申しわけないんですけれども、現段階では私のところでは把握していません。申しわけありません。</p>
-----------	------------------------------------	---

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>商工観光課長 (澤田常男君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>それでは、おいらせブランド推進支援事業費補助金の減額についてご説明申し上げます。</p> <p>この事業費の補助金につきましては、当初予算で122万4,000円の補助金、これはブランド推進協議会の各種事業への支援ということで計上しておりました。その後、9月補正におきまして、東北新幹線全線開業効果活用支援事業費補助金という補助金を活用した事業をやるということで、326万4,000円増額補正していただいていたわけなんですけど、最終的に支出精査の結果、184万6,000円の減額になったものでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (松林泰之君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>長寿祝い金の件でございますけれども、長寿祝い金の支給決定の日を、支給対象者が100歳に到達した日というふうなことで規則を制定し、4月1日から施行というふうなことで事務を進めたところでございます。</p> <p>なお、報告につきましては、全員協議会等で報告するべきであったのかなというふうに今思っているところであります。大変申しわけありませんでした。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>答弁ありがとうございます。長寿祝い金については、既に4月1日から規則をつくって施行済みということでございました。ありがとうございます。</p> <p>社会福祉協議会会費の、町内会に委託して集めるということは今後も続くだろうとは思いますが、あくまでもあの中に入ってくる世帯宛ての文章にも、強制ではありませんというのが一言が入っているんですね。しかしながら、これらは住民の皆様の福祉のためにはなくてはならない財源ですというふうなものが書</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>いてございます。強制ではないので、あんなことをしているから、もううちは払わないと、また班長さんも、とても集めに歩けないということで、町内会としてうちは集めないという町内会もあるやに聞いておりますので、まだ把握していないということでございますけれども、やはり町のほうには、現場で会費の納入に対してどのような空気になっているのか、そして会費納入の締め切り後、結果がどうであったのかというふうなことは、きちんと調査をしていただくよう要望して、質問を終わります。</p> <p>ほかにありませんか。</p> <p>4番、檜山 忠議員。</p> <p>22ページの4款、衛生費のところの2目の予防費の関連についてちょっと伺いたいんですけれども、今いろいろ新聞、マスコミで風疹対策というふうなことで報道されておりますけれども、まず1つは、当町でそれに罹患した事例があるのか、ないのか。また、新聞報道では、予防接種の関係を検討中というふうなそれになっていますけれども、今後どういうふうに検討していくのか教えていただけないでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (小向道彦君)</p>	<p>環境保健課長。</p> <p>風疹の件についてですけれども、現在当町において罹患している人はありません。それから、検討のほうですけれども、県内で4名ということで、その状況を見きわめながら検討していきたいと思っていました。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>もう既に他町村では、無償で予防接種をやるというふうなことを表明しているところもあるみたいなので、安心・安全の町であり、子育てにも熱心であるし、また出生率を上げたい、元気な子供さんを産んでもらいたいというふうについていつもお話ししていますので、できれば早い機会に、うちもこういうふうなものには率</p>

	<p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>先して取り組んでいますよというふうな名乗りを上げていただきたいものと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかにごいませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、第1款から第5款までの質疑を終わります。</p> <p>次に、第6款、農林水産業費から第12款、公債費までについての質疑を受けます。23ページから31ページです。</p> <p>ありませんか。</p> <p>3番。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>27ページの消防費の災害対策費の中の工事請負費99万4,000円、三陸大津波記念碑改修工事費とありますけれども、この中身を教えてくださいと思います。</p> <p>それから、28ページの自主防災組織の育成支援助成金279万9,000円、それから生活・経済復興、このところで約1,000万円減額になっておりますけれども、この内容についてお知らせをいただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり 防災課長 (中野重男君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、27ページ、三陸大津波記念碑改修工事費の件についてご説明申し上げます。</p> <p>この事業につきましては、事業費確定のための入札残の結論でいけば減額でございますが、昭和8年に沿岸地域三陸大津波の風化防止ということで、沿岸地域に建立されたもので、築79年経過しております。朝日新聞募集義援金を原資として建立されたものでございますが、今回その79年、経年劣化ということで補修をさせていただいたということでございます。</p> <p>次に、28ページ、自主防災組織育成支援助成金でございますが、今回も事業費確定のための減額ということで、現在結成団体17団体、カバー率が約46%ございまして、これから結成準備中が12団体でございます。その事業が一段落した形の部分</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>で、またことしも新しくつくるために予算計上はさせていただいているところでございます。</p> <p>次に、2つ目の生活・経済活動復興支援助成金につきましてご説明いたします。</p> <p>これも、事業確定による減額ではございますけれども、平成24年度の実績が49件、3,100万円余り、それから平成23年度にあつては393件、2,800万円余りでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>3番。</p> <p>27ページについては、昭和8年、79年経過したとありますけれども、私はあそこに、記念碑の中にたしか銅板でプレートが入ってあったと思うんですけども、それが地震なんかかかるとか、ほら津波だかというふうなタイトルであつたのがなくなつたのではないかなというふうな、行ったときに確認したときに入っていなかつたんですけども、その部分については確認をしているかどうか。今復旧やつたのを見れば、前のタイトルと違うなというふうなことで、その銅板のはめ込みの部分を書きかえたのかどうか、そこを確認をしたいと思います。</p> <p>それから、さっきの28ページのところですけれども、当初見込んだ部分の予算計上した分、この額が減額になつたということは、計画どおり進んでいないというふうなことで理解していいわけですよ。ただ、何件なんぼで、だったら減額するくらいだったら初めから予算少なく計上すればいいのではないですか。やっぱり、目標があつて予算を計上しているわけですから、そういうふうな説明で私はちょっと理解できる部分ではないかと。17団体結成されて46%、ではあとの54%というのは、いつどういふふうな形で対応できるのですか。復興支援の助成についても、なぜ736万9,000円が残つたのか、そういうふうな裏をちゃんと説明してもらわないと、私はちょっと理解できません。もう1回、この津波の記念碑のところと、お願いします。</p> <p>佐々木議長</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>まちづくり防災課長。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>まちづくり 防災課長 (中野重男)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>三陸大津波記念碑につきましては、プレートにつきましては、私どもは今回これを撤去するという仕様にはなっておりませんので、私はこれがついていると拝見しております。原文はそのまま張ってあるはずでございます。</p> <p>それから、2点目の自主防災組織育成支援助成金、舌足らずで大変失礼いたしました。おっしゃるとおり、目標はあくまでも全額執行の100%結成でございましたけれども、いろいろな町内会長さん、あるいは推進員の皆さんと協議した中においては、いいお返事は大変いただいておりますが、なかなか事が進まなかったということで、さらに努力させていただきたいと思っております。もちろん目標は全組織を結成させていただきたいという思いでございます。</p> <p>それから、生活・経済活動復興支援助成金、これにつきましては、被災者そのものの生活の環境により、早目に申請する方、あるいは生活のリズムによってこれから申請する方、もしくは途中でまだどうしようかと迷っておられる方々はまだいると考えております。その中であって、助成金につきましては、申請の都度早目に助成するべく準備は整えています、あくまでも被災者の申請によるものでございますので、これも周知に努力したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、プレートはついているというふうなことです。私が言っているのは、今のプレートは多分交換、新しくつけたのではないかと。たしか前のものと、文面が昔のものと違うのではないかと、私が見たのは、大分古くなっていますけれども、あれは銅板でたしかつくられてあったなというふうな、何年か行って見たら外れてなかったんです。ですから、町でそれを外しておいたのかなと思っていたら、新しいのがついているから、ではその古いのをどこでどういうふうにして管理されたのか、盗難に遭ったのか、そこを私は確認しているわけで、さっきのは、今リフォ</p>

答弁		ームした後の話ではなくて、その前ですよ。だから、多分あれは私は盗難に遭ったのではないかと。それでなくなって、新しいのをつけたのではないかなと思うんだけど、私は何年かあその銅板のところは張っていないなと思って気にしていましたけれども。今のリフォームのところで、このプレートがではいつ張られたのですか。
	佐々木議長	まちづくり防災課長。
	まちづくり 防災課長 (中野重男)	お答えいたします。 大変失礼いたしました。聞き方がまずかったようでございます。リフォーム前の部分につきましては、これから精査をして、回答をきちんと平野議員のほうにお伝えしたいと思いますので、ご理解いただければと思います。 今現在修理した部分につきましては、私どもは昭和8年のそのままだったと思って工事させていただきましたが、その辺も含めて精査をさせていただきます。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、第6款から第12款までの質疑を終わります。 以上で、歳出についての質疑を終わります。 次に、第2表、「地方債補正」についての質疑を受けます。議案書の32ページです。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、第2表についての質疑を終わります。 以上で、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから、報告第10号について採決いたします。 本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 **なしの声**

	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。 お諮りします。 本会議における本日の議案審議については、報告第10号までとし、報告第11号からの審議は、あす引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	異議なしと認めます。よって、本会議の議案の審議は、そのように取り扱うことに決しました。
日程終了の告知	佐々木議長	これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	佐々木議長	あすの本会議は、引き続き本会議場において、午前10時から の議案審議を行います。
延会宣告	佐々木議長	本日の本会議は、これで延会といたします。  (延会時刻 午後 3時33分)
	事務局長 (袴田光雄君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 お疲れさまでした。